

第2回静岡市・由比町合併協議会

日 時：平成19年9月6日（木）

午後1時30分から

場 所：ホテルセンチュリー静岡

5階「センチュリー」

第2回静岡市・由比町合併協議会次第

日 時 平成19年9月6日(木)
午後1時30分から
場 所 ホテルセンチュリー静岡
5階「センチュリー」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協 議

- ① 基本項目について
- ② 法による特例項目について
- ③ 一般項目について
- ④ 合併基本計画について

(2) その他

4 閉 会

基本項目協議資料

I 基本項目

項 目	協 議 状 況 (結 果)
1 合併の方式	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：継続協議】
3 合併後の市の名称	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 静岡市とする。
4 合併後の市の事務所の位置	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 静岡市の現在の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	【平成19年8月3日開催第1回協議会提案：同日合意】 由比町の財産及び公の施設は、全て静岡市に引き継ぐものとする。

2 合併の期日について

協議結果

1 合併の期日決定に当たっての留意事項

- (1) 住民生活への影響、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理や引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきであるとされている。

合併の期日が平成22年4月1日以降の場合は、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）の規定が適用されない。

① 住民生活への影響について

行政サービス等は年度で切り替わることから、年度途中と年度替わりの合併では、年度替わりの方が住民にあたえる影響は少ないと考えられる。

また、住民への周知方法や周知期間が重要となる。

② 首長、議会議員の任期について

	首 長	議 員
静 岡 市	平成23年4月12日	平成21年3月31日
由 比 町	平成23年4月26日	平成23年4月30日

③ 合併時の事務処理や引き継ぎについて

基本的には、静岡市の制度に統一することから、年度途中でも年度替わりでも大きな問題はないと考えられる。

- ・電算システム移行作業（最短で6か月程度の期間を要すると見込まれる。）
- ・事務のすり合わせ（概ね3～4か月程度）
- ・例規整備（概ね6か月程度）
- ・事務移譲関係（概ね6か月程度）

2 静岡県内における、他の合併協議会の状況

合併協議会の構成自治体	合併の期日
富士市・富士川町	平成20年11月1日（土）
島田市・川根町	平成20年4月1日（火）
焼津市・大井川町	平成20年11月1日（土）
藤枝市・岡部町	平成21年1月1日（木）

電算システムの移行を円滑に行うことを目的に、期日を設定するケースが多い。

法による特例項目協議資料

II 法による特例項目

項 目	概 要	協 議 結 果
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	合併新法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併新法等の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、複数の農業委員会を存続させるのか協議する。	
8 地方税の取扱い	合併新法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。	
9 一般職の職員の身分	<p>一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併特例法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。</p> <p>そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。	

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

【協議結果】

編入合併の場合の特例（別紙資料のとおり）

1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

公職選挙法第 34 条第 2 項の規定は、「**地方公共団体の議会の議員の増員選挙は、当該議員の任期が終わる前 6 月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない**」とされている。

このため、合併期日が編入する市町村の議会議員の任期が終了する前 6 月以内であった場合、協議により定数特例を 1 回適用（(1) のケース）するとしても、増員選挙を行うことができない。

ただし、定数特例を 2 回適用（(2) のケース）するとした場合は、2 回目の特例定数分として、合併後最初の一般選挙において、編入される市町村ごとに選挙区を設け、増員選挙を行うことができる。

2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

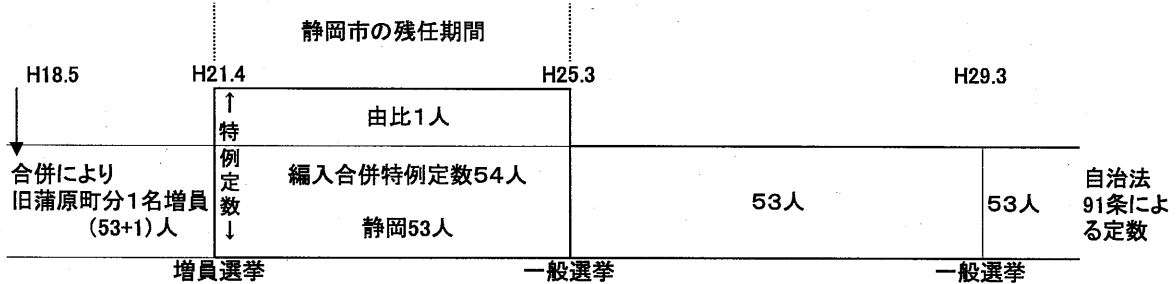
参考資料【平成21年3月31日、4月1日合併の場合】

1-(1) 定数特例

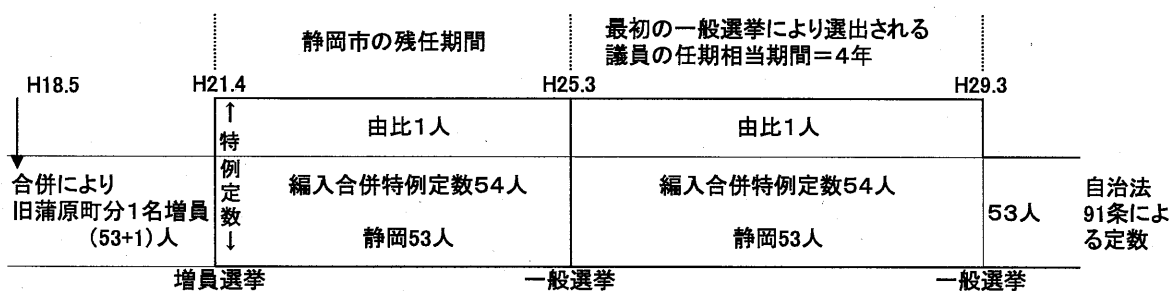
編入される自治体の議員定数

= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

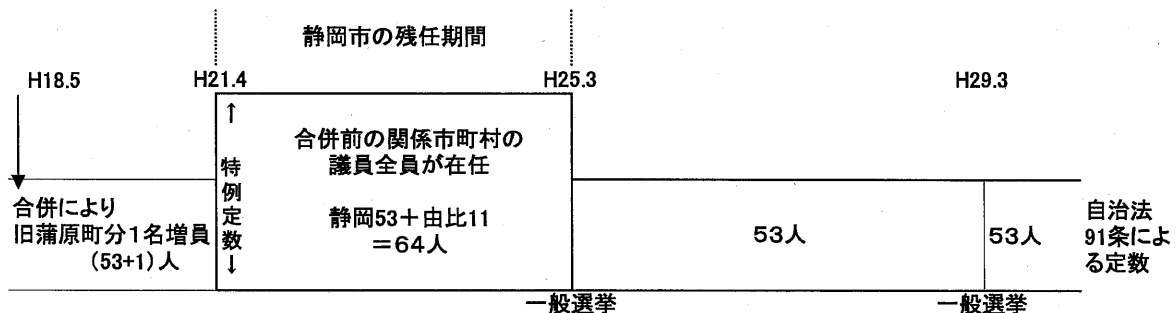
由比町: 53人 × 9,600人 / 713,723人 = 0.7129人 → 1人



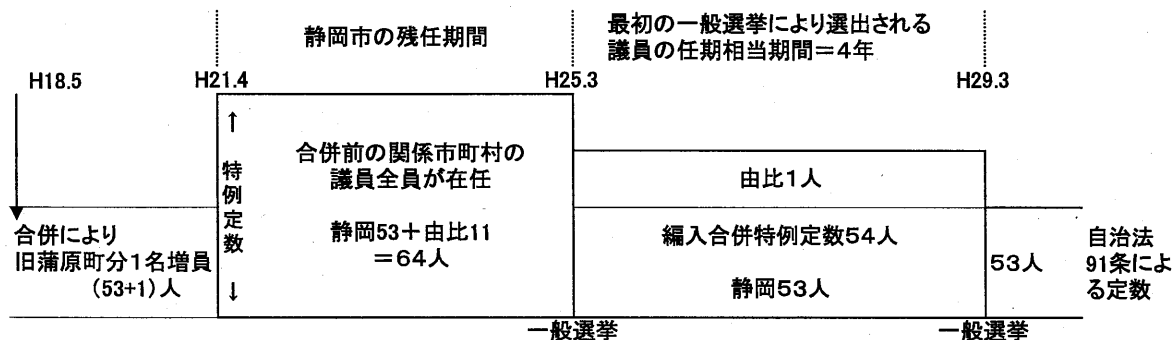
1-(2) 定数特例+定数特例



2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例+定数特例



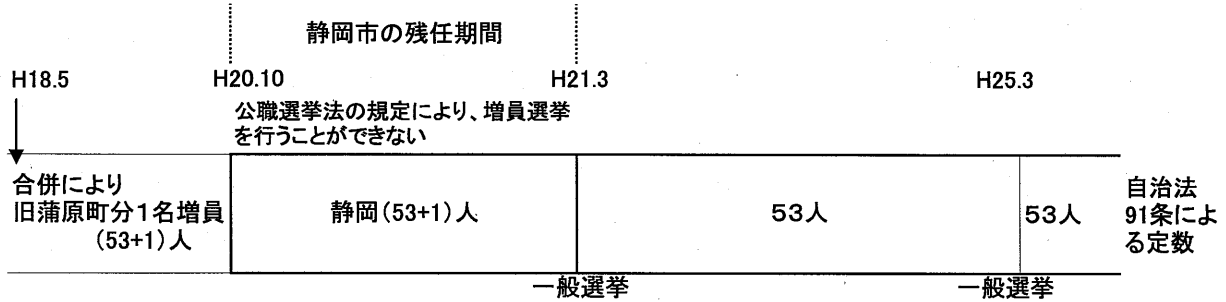
参考資料【静岡市議会議員の任期が終了する前6月以内の場合】

1-(1) 定数特例

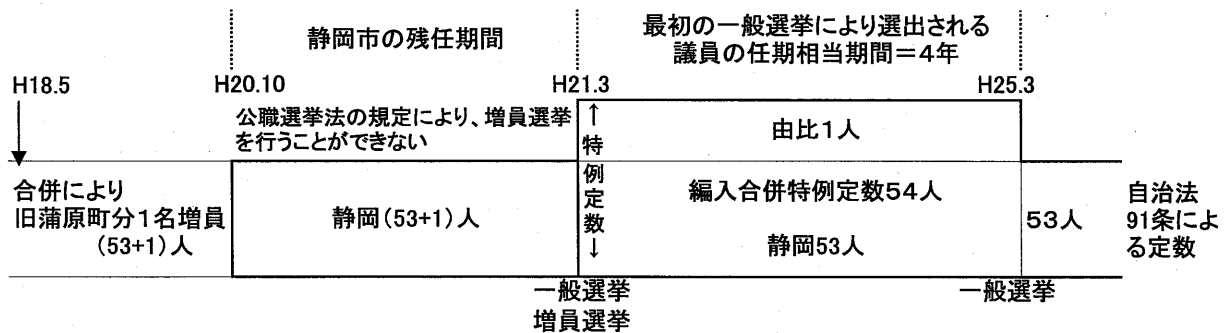
編入される自治体の議員定数

= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

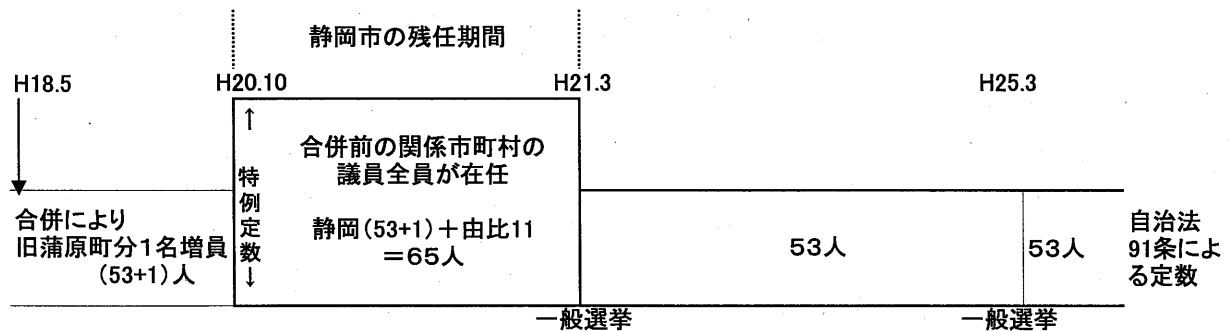
由比町: $53人 \times 9,600人 / 713,723人 = 0.7129人 \rightarrow 1人$



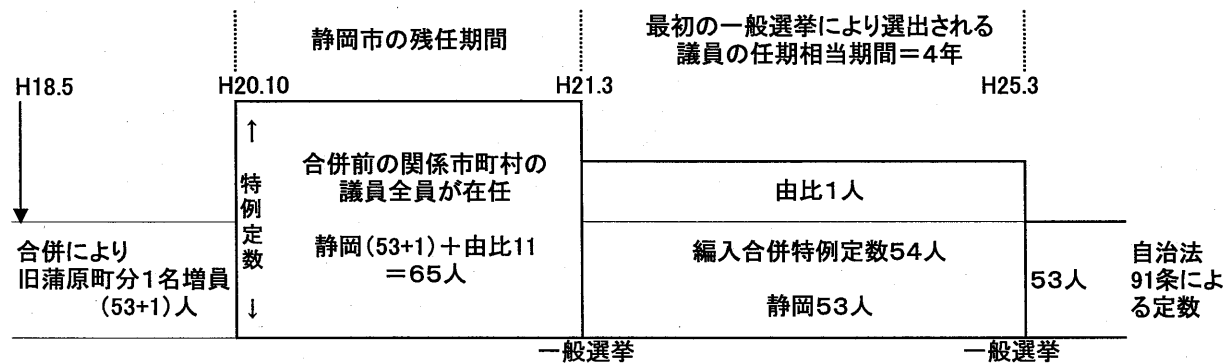
1-(2) 定数特例+定数特例



2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例+定数特例



7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

【協議結果】

1 合併後の市町村に1つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。(合併新法第11条第1項)

(1) 編入合併の場合

- ・ 人数：40人を超えない範囲で定めた数（由比町分）
- ・ 任期：編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
（静岡市の農業委員会の委員の残任期間：平成22年3月31日まで）

農業委員会の概要

1 農業委員会の性質

(地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律第3条、同法施行令第2条)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積(都道府県では200ha以上)のある市町村には必ず置かなければならない合議体の行政委員会

会長及び委員は、非常勤の特別職の地方公務員

2 農業委員会の所掌事務の主なもの

(農地法第3条～5条、同法施行令第1条の7、農業委員会等に関する法律第6条)

- ・ 農地転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付、意見書の添付等
- ・ 農地等の利用関係の調整等
- ・ 農業者年金事務等

3 委員(農業委員会等に関する法律第4条)

「農民の選挙によって選出される選挙委員」と「市町村長によって選任される選任委員」とで構成

(1) 選挙による委員(農業委員会等に関する法律第7条、第8条、第15条)

- ・ 定数は、10人から40人までの間で条例で定める数
- ・ 選挙権・被選挙権は、区域内に住所を有する20歳以上、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者等
- ・ 任期は3年

市 町	静岡市	由比町
人 数	40人	10人
任 期	H19. 4. 1～H22. 3. 31	H17. 7. 20～H20. 7. 19

(2) 選任による委員(農業委員会等に関する法律第12条)

市町村長は、下記の者を委員として選任しなければならない。

- ① 農業協同組合、農業共済組合及び、土地改良区が推薦した理事：各1人
- ② 当該市町村の議会が推薦した学識経験を有する者：4人以内

市 町	静岡市	由比町
農業協同組合推薦委員	3人 静岡市農業協同組合 清水農業協同組合 するが路農業協同組合	1人 するが路農業協同組合
農業共済組合推薦委員	1人 静岡県中部農業共済組合	0人
土地改良区推薦委員	1人	0人
議会推薦委員	4人	3人

4 会長(農業委員会等に関する法律第5条)

委員の互選で決定(選挙による委員、選任による委員のいずれでも可)

5 職員(農業委員会等に関する法律第20条)

農業委員会の事務に従事させるため、職員が置かれ、事務局を構成する。

職員は、農業委員会によって任免される。

8 地方税の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

【協議結果】

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって著しく衡平を欠くと認められる場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並み課税の対象となっている場合で、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並み課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並み課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並み課税を適用しないとされている。

(参考) 静岡市、由比町における市・町税の税率比較 (平成19年4月1日現在)

		静岡市	由比町
住民税	個人住民税 (均等割)	年額 3,000 円	年額 3,000 円
	個人住民税 (所得割)	100 分の 6	100 分の 6
	法人住民税 (均等割)	標準税率	標準税率
	法人住民税 (法人税割)	100 分の 12.3	100 分の 12.3
固定資産税		100 分の 1.4	100 分の 1.4
軽自動車税		標準税率	標準税率
市町村たばこ税		一定税率 (1,000 本につき 3,298 円。ただし、旧 3 級品は同 1,564 円)	
鉱産税		100 分の 1 (鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 100 分の 0.7)	課税客体なし
特別土地保有税		一定税率 (保有分及び遊休土地分は 100 分の 1.4、取得分は 100 分の 3 ただし、平成 15 年度から当分の間、課税停止)	
入湯税		1 人 1 日につき 150 円	課税客体なし
事業所税	資産割 (免税点：事業所床面積 1,000 m ² 以下)	1 平方メートルにつき 600 円	旧清水市の区域については H21. 3. 31 まで、旧蒲原町の区域については H23. 3. 31 までに課税標準の算定期間が終了する事業まで課税免除
	従業者割 (免税点：従業者数 100 人以下)	100 分の 0.25	—
都市計画税		100 分の 0.3 旧蒲原町の区域については、平成 22 年度分まで 100 分の 0.2	— 都市計画区域はあるが、市街化区域はなし (未線引き・用途地域あり)

【資料】

由比町で新たに市街化区域に設定された地域の
固定資産税及び都市計画税の取扱い

政令指定都市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分すること（以下「線引き」という。）が都市計画法第7条第1項第2号で義務付けられている。従って、由比町が静岡市と合併する際には、線引きが必要となる。

市街化区域に所在する土地及び家屋については、固定資産税に加えて、都市計画税が課税されることになる。また、静岡市が3大都市圏の特定市であるため、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が宅地並みに課税されることとなる。

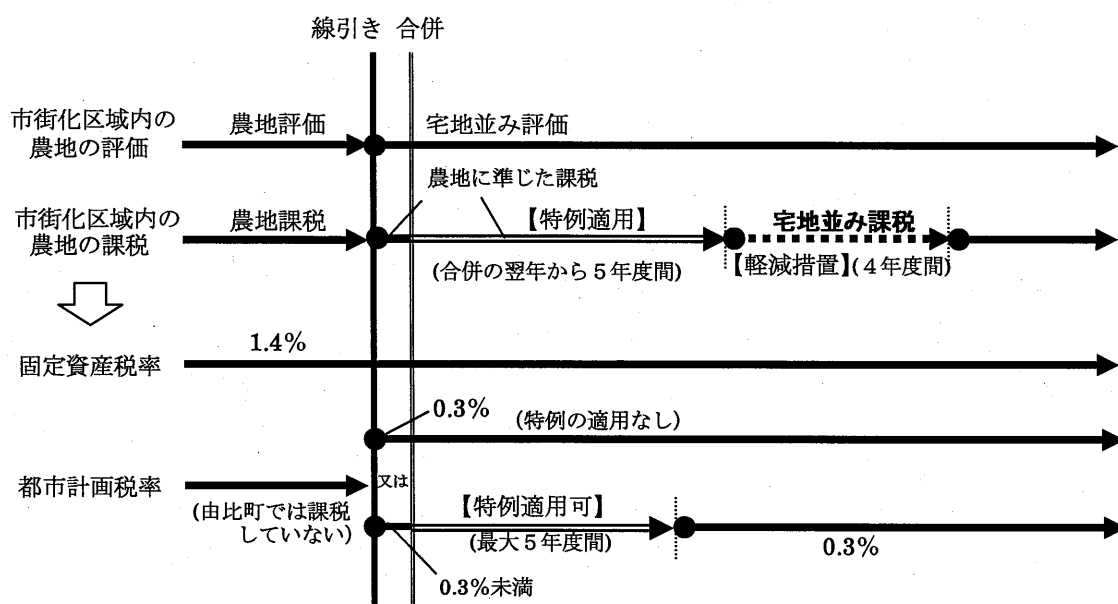
ただし、急激な税負担の上昇とならないよう、次のような措置が講じられている。

《合併新法及び地方税法等の規定に基づく措置》

合併前に線引きが行われた場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第3項の規定により、合併した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分について、市街化区域農地でも農地に準じた課税がされる。その後、宅地並みに課税されることになるが、現行制度では、地方税法附則第19条の3第1項及び第29条の7第5項並びに同法施行令附則第14条の7第1項の規定に基づき、4年度間の段階的な軽減措置が講じられている。

また、市と町との間で合併直前の都市計画税の賦課に差異があった場合には、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、合併した年度及びこれに続く5年度に限り、その差異を限度として課税免除又は不均一課税をすることができる。

従って、静岡市への編入合併前までに由比町において都市計画の線引き（市街化区域と市街化調整区域に区分）を行っておく必要がある。



※ 現在、蒲原地区は、旧合併特例法に基づき、不均一課税（平成22年度まで0.2%）を適用している。

9 一般職の職員の身分

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

【協議結果】

市町村の合併の特例等に関する法律第12条第1項により、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と定められている。

また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と定められている。

10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
 地域審議会及び地域自治組織は設置しない。

【協議結果】

地域審議会と地域自治組織の比較表

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
根拠法令	合併新法	改正地方自治法	合併新法	合併新法
目的	(1) 新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (2) 合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	(1) 住民自治の充実 (2) 住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る。	(1) 住民自治の充実 (2) 住民に身近な事務の処理に当たり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図る。 (3) 新市町村の運営に関し、審議・意見具申 (4) 合併に対する住民の懸念や不安を解消する体制づくり	同左
法人格	なし	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	市町村が定める区域（小学校区単位も可）	旧市町村単位（合同も可）	旧市町村単位（合同も可）
設置方法	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間	合併関係市町村の協議で定める。（先進事例では概ね10年）	—	合併関係市町村の協議で定める。（概ね10年が適当）	合併関係市町村の協議で定める。（5年以下）
規約	— （地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を協議で規定している。（先進事例））	— （事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の定数、任期、任免その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項を市町村の条例で定める。）	— （一般制度において、市町村の条例で定める事項について、協議で定める。）	次の事項を規約で規定 イ 合併特例区の名称 ロ 合併特例区の区域 ハ 合併特例区の設置期間 ニ 合併特例区の処理する事務 ホ 公の施設の設置及び管理を行なう場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地
協議会等の設置	—	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
権限	区域に係る事務に関し、首長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき首長に意見を述べる。	○地域協議会の権限 (1) 次に掲げる事項のうち、首長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、首長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。 イ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項	○地域協議会の権限 (1) 同左	○合併特例区協議会の権限 (1) 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、首長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、首長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。

区 分	地域審議会	地域自治組織		
		地域自治区		合併特例区
		一般制度	特例制度	
権限（つづき）		<p>ロ イのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>ハ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 首長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 首長その他の市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(2) 首長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 同左</p>	<p>(2) 首長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 首長その他の機関又は合併特例区の区長は、(1)又は(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成 員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の住民のうちから、首長が選任	同左	構成員は、合併特例区の住民で議員の被選挙権者の内から規約で定める方法により首長が選任
区長等	—	地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。	<p>(1) 地域自治区の事務所長は、事務吏員をもって充てる。</p> <p>(2) 事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。</p> <p>(3) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者の中から、首長が選任する。</p>	<p>(1) 合併特例区長は、市町村長の被選挙権者のうちから、首長が選任する。</p> <p>(2) 合併特例区長は、特別職とする。</p> <p>(3) 合併特例区長は、合併市町村の副市町村長（助役）、支所長や出張所長とかねることのできる。</p> <p>(4) 合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p>
財源	—	市町村が必要な予算を確保	市町村が必要な予算を確保	<p>(1) 合併市町村からの移転財源（予算作成）</p> <p>(2) 課税権と地方債発行権限なし</p> <p>(3) 地方交付税の交付対象外</p>

一般項目協議資料

IV 一般項目

項 目	概 要	協 議 結 果
12 一部事務組合等の取扱い	合併前の自治体が加入している一部事務組合のほか、協議会等(静庵地区広域市町村圏協議会等)を構成している他の加盟団体との協議が必要になるため、合併後の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
13 使用料、手数料等の取扱い	各自治体に存在する同一目的の施設や、同一の種類の手務についての使用料、手数料等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
14 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
15 組織及び機構	編入合併の場合は、編入する自治体の組織及び機構を適用することになるが、合併に伴い変更が必要となる組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
16 特別職の職員の身分	編入合併の場合は、編入する自治体の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される自治体の特別職の職員はすべてその身分を失う。	
17 条例・規則の取扱い	編入合併の場合は、編入する自治体の条例・規則を適用することになるが、合併に伴い制定、改廃が必要となる条例・規則の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
18 公共的団体等の取扱い	農林水産業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、その統合に向けた基本的な考え方を協議する。	
19 補助金、交付金等の取扱い	各自治体の各種団体に対して、補助金や交付金等を交付する措置を講じているが、これらの補助金や交付金等はそれぞれの団体の特性に	

項 目	概 要	協 議 結 果
	<p>より交付条件が異なっている。</p> <p>そこで、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があるため、合併後の補助金、交付金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
20 行政連絡機構の取扱い	<p>行政連絡の基礎となる町内会・自治会組織をどのように取扱うのか、その基本的な考え方を協議する。</p>	
21 町・字名の取扱い	<p>各自治体の町名の取扱いについて、どのように調整するのか。特に、同一町名の場合の取扱いをどのようにするのかについて基本的な考え方を協議する。</p>	
22 各種福祉制度の取扱い	<p>各自治体の各種福祉制度を調整するにあたり、その基本的な考え方を協議する。</p>	
23 慣行の取扱い	<p>編入合併の場合は、編入する自治体の慣行を適用することが多いが、編入される自治体独自の慣行の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
24 保健衛生事業の取扱い	<p>保健所事業、保健センター事業等の保健衛生業務の実施・調整について基本的な考え方を協議する。</p>	
25 清掃事業の取扱い	<p>ごみ収集・処理事業、し尿収集・処理事業の実施・調整について基本的な考え方を協議する。</p>	
26 各種産業制度の取扱い	<p>商工金融制度や農林水産業関係の諸制度などの各種産業制度の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
27 教育制度の取扱い	<p>学校給食事業、公民館事業等について基本的な考え方を協議する。</p>	
28 消防団の取扱い	<p>消防団の組織、任用基準等について基本的な考え方を協議する。</p>	
29 上水道事業の取扱い	<p>上水道施設、水道料金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
30 下水処理事業の取扱い	<p>合併後の下水処理方法について基本的な考え方を協議する。</p>	
31 各種事務事業の取扱い	<p>合併後の各種事務事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	

1 2 一部事務組合等の取扱い

【協議結果】

由比町の加入する一部事務組合等の主なもの（平成 19 年 4 月 1 日現在）

1 一部事務組合

一部事務組合	設置	処理事務	設置団体
共立蒲原総合病院組合 (看護専門学校併設)	S30.10.1	病院の経営・看護師の養成 等 富士川町中之郷 職員数：349 人 (外臨時・パート 101 人)	静岡市 由比町 富士川町 芝川町
庵原郡環境衛生組合	S36.12.25	し尿・ごみ・斎場の運営 ・し尿・ごみ処理施設：富士川町中之郷 ・最終処分場：由比町東山寺 ・斎場：静岡市清水区蒲原 ・職員数：16 人 (外派遣職員 1 人・臨時 3 人)	静岡市 由比町 富士川町
庵原地区消防組合	S45.4.1	消防・救急業務 ・由比町(庵原消防署) 1 ・富士川町(富士川分署) 1 ・静岡市 0 ・職員数：69 人(外臨時 2 人)	静岡市 由比町 富士川町
県道富士宮由比線市町 道富士川由比線道路組 合	S35.3.31	県道富士宮由比線の要望活動及び市町 道富士川由比線の維持管理	富士宮市 富士川町 由比町

2 法定協議会

名 称	概 要
静庵地区広域市町村圏協 議会	<p>静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定等を行うため、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会として、昭和 47 年に設置された。</p> <p>その後、平成 15 年の静岡市と清水市、平成 18 年の静岡市と蒲原町の合併により、構成市町は 1 市 2 町となった。</p>

一般項目関連資料

3 任意の協議会のうち、次の基準による主なもの

- ・ 地方公共団体のみで構成されているもの
- ・ 静岡市、由比町以外の団体が構成員となっているもの
- ・ 住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたもの

由比町

名 称	概 要
静庵地域医療協議会	県・静岡・庵原医療圏域の医療計画・整備に関する協議。 静岡県、静岡市、由比町、富士川町で組織
静岡県住宅建設推進協議会	公的施設住宅の建設の促進及び管理事務の合理化並びに住環境整備事業促進を図るとともに、その質的向上を図る。 静岡県、県内42市町で組織
静岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会	戸籍住民基本台帳事務の研究、統一及び相互連携の緊密化を図る。 静岡市、由比町を含む県中部の4市6町で組織
静岡県外国人登録事務協議会	外国人登録事務の研究、改善及び円滑な実施に資する。 県内市町で組織
静岡地方税務研究会	静庵地区における税務行政の協力体制の強化と職員の能力向上を図り、税務行政の運営に寄与する。 静岡財務事務所、静岡市及び由比町、富士川町で組織
中部圏域ごみ処理広域化推進協議会	中部圏域ごみ処理広域化計画の策定及びこれに基づく計画的かつ広域なごみ処理体制の整備を図る。 静岡市、由比町、富士川町及び庵原郡環境衛生組合で組織
東駿河湾工業用水道協力会	東駿河湾工業用水事業の健全な発展と岳南地区、静庵地区の発展と住民生活の向上を図る。 静岡市、富士市及び由比町、富士川町で組織
由比地すべり対策事業促進期成同盟会	由比地すべり対策事業の早期完成を目指すための活動を行う。 静岡市、富士市、富士川町、由比町で組織

4 財産区 該当なし

5 公社

- (1) 公法人たる公社 該当なし
- (2) その他の公社 該当なし

6 第三セクター

由比町

名 称	概 要
株式会社ビック東海	昭和52年創立 資本金22億136万円（由比町出資金30万円） 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による国庫補助金を受け、庵原郡内のケーブルテレビ基盤の充実を図る。

一部事務組合の概要

項目	組合名	共立蒲原総合病院組合	庵原郡環境衛生組合	庵原地区消防組合
構成団体	静岡市、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2500番地の1	静岡市、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2132番地の4	静岡市、富士川町、由比町 富士川町中之郷2132番地の4	静岡市、富士川町、由比町 由比町由比字片岸716番地の1
所在地及び施設	・病院 (富士川町) ・介護老人保健施設 (富士川町) ・看護専門学校 (富士川町)	・病院 (富士川町) ・介護老人保健施設 (富士川町) ・火葬場 (静岡市) ・最終処分場 (由比町)	・し尿処理施設 (富士川町) ・ごみ処理施設 (富士川町) ・火葬場 (静岡市) ・最終処分場 (由比町)	・庵原消防署 (由比町) ・富士川分署 (富士川町)
設置日	昭和30年10月1日	昭和30年10月1日	昭和36年12月25日	昭和45年4月1日
管理者	富士川町長	富士川町長	静岡市長	由比町長
議員数	17人(芝川町は2人、他1市2町は各5人)	17人(芝川町は2人、他1市2町は各5人)	12人(各4人)	12人(各4人)
職員数 (H19.4.1現在)	349人(病院284人、老健54人、看専11人) (他に臨時・パート101人)	349人(病院284人、老健54人、看専11人) (他に臨時・パート101人)	16人 (他に静岡市派遣職員1人、臨時3人)	69人 (他に臨時2人)
職員の内訳	医師24人、看護師181人、薬剤師11人、医療技術員55人、介護職員34人、事務44人	医師24人、看護師181人、薬剤師11人、医療技術員55人、介護職員34人、事務44人	事務4人、技術12人(し尿処理4人、ごみ処理7人、斎場1人)	消防士69人
経費負担	分賦金(負担金) ※ 共立蒲原総合病院の負担割合は除外記載を参照	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 326,378 (35%) 富士川町 381,152 (41%) 由比町 198,320 (21%) 芝川町 28,021 (3%) 合計 933,871	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 171,847 (34%) 富士川町 205,977 (41%) 由比町 125,631 (25%) 合計 503,455	平成19年度 (単位:千円) 静岡市 206,926 (32.70%) 富士川町 271,156 (42.85%) 由比町 154,720 (24.45%) 合計 632,802
	累積欠損金等 起債未償還残高の内訳	内累積欠損金補填分 (単位:千円) 静岡市 73,252 富士川町 85,809 由比町 43,951 芝川町 6,279 合計 209,291	【負担割合】 し尿処理:し尿投入量比率 ごみ処理、最終処分場:ごみ投入量比率 火葬場:均等割20%、人口割80%	【負担割合】 人口割 (国勢調査)
財政状況	病平成17年度末	(18年度末)2,087,138千円 (欠損金) (内介護老人保健施設21,700千円)	19,672千円 (剰余金) (H16年度繰越金31,206千円含む)	4,796千円 (剰余金) (H16年度繰越金5,623千円含む)
	起債未償還残高の内訳	(18年度末)6,193,908千円 (18年度末)4,672,131千円 (病院・看護専門学校) (18年度末)1,521,777千円 (介護老人保健施設)	291,683千円 248,999千円 (し尿処理施設) 42,684千円 (ごみ処理施設) 0千円 (最終処分場)	385,000千円 385,000千円 (庵原消防署、富士川分署)
資産の状況	【施設】(耐用年数の到来期、耐用年数)構造、建設年月	【病院】(H34.4、耐年39年)鉄筋鉄骨造5階建(S58.5、H10.4新病棟増築) 【介護老人保健施設】(H63.6、耐年50年)鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6)	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年)鉄筋コンクリート造地下2階地上2階建(H5.7) 【ごみ処理施設】(H22.4、耐年30年)鉄筋コンクリート造(S55.4)	【庵原消防署】(H60.4、耐年50年)鉄筋コンクリート造3階建(H10.4) 訓練塔:鉄筋コンクリート造5階建
	【減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じ、算定した耐用年数】	【看護専門学校】(H54.4、耐年47年)鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	【火葬場】(H28.4、耐年30年)鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4、H18.3待合室増築) 【最終処分場】敷地面積15,098㎡(H3.4)	【富士川分署】(H60.4、耐年50年)鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)

※【共立蒲原総合病院組合】病院、看護専門学校の負担割合: (静岡市: 35%、富士川町: 41%、由比町: 21%、芝川町: 3%)
介護老人保健施設の負担割合: (静岡市: 50%、高齡者割50%、均等割50%)

1.3 使用料、手数料等の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の制度に統一する。

ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のとおりとする。

【協議結果】

1 使用料（地方自治法第225条）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（第238条の4第7項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」）

2 手数料（地方自治法第227条）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3 主な使用料徴収施設

静岡市	由比町
公民館	斎場（一部事務組合）
体育館	中央公民館
市立学校グラウンド夜間照明施設	町民体育館
女性会館	社会体育用夜間照明施設
市民文化会館	由比駅前駐輪場
清水文化センター	東海道広重美術館
アートギャラリー	由比本陣記念館
市民ギャラリー	青少年野外センター
音楽館	スポーツ公園テニスコート
総合運動場	老人福祉センター
清水ナショナルトレーニングセンター	保健センター
スポーツ広場	駐車場
中央子育て支援センター	小中学校体育館
勤労者福祉センター	
駿府匠宿	
ふれあい健康増進館	
駐車場	
少年自然の家	
清水海洋活動センター	
コミュニティセンター	
文化財資料館	
市民活動センター	
生涯学習センター	
産学交流センター	
都市公園	

一般項目関連資料

4 主な手数料

項 目		静岡市		由比町
戸籍	抄本（個人）	450 円		450 円
	謄本（全員）	450 円		450 円
	除籍・原戸籍（個人）	750 円		750 円
	除籍・原戸籍（全員）	750 円		750 円
	附票抄本（個人）	300 円		300 円
	附票謄本（全員）	300 円		300 円
	身分証明書	300 円		300 円
住民票	抄本（個人）	300 円		300 円
	謄本（全員）	300 円		350 円
	記載事項証明	300 円		300 円
印鑑登録 証明書	交付手数料	300 円		300 円
	手帳（印鑑登録証）発行	300 円		300 円
	手帳（印鑑登録証）再発行	300 円		400 円
資産	評価・公課（土地家屋）証明	300 円	同一納税義務者について同時に2件以上証明する場合は2件目以降1件100円加算	300 円 評価証明は、1件増す毎に50円を増徴
	台帳閲覧 （地方税法第382条の3）			300 円
	地籍図	A3・1枚につき300円		公図 300円 コピー1枚につき10円
課税証明（所得証明）		300 円		300 円
納税証明	納税証明	300 円		300 円
	軽自動車継続検査用納税証明	無料		無料 再発行300円
公簿の閲覧		1冊 300円		1件 300円
住宅用家屋証明		1件 1,300円		1件 1,300円
ごみ処理	分類数	葵区・駿河区 5	清水区 6	11
	指定ごみ袋料金	45ℓ、20ℓ （小売店により料金異なる） 市の認定袋（スーパーのレジ袋等）は無料		大 45ℓ 25円 中 30ℓ 20円 小 15ℓ 15円 （ごみ処理手数料含む）
	指定ごみ袋使用範囲	可燃、不燃 缶	可燃、不燃	可燃ごみ
	粗大ゴミ処理手数料	無 料		不燃物は無料

一般項目関連資料

1.4 国民健康保険事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 保険給付の現況（平成19年4月1日現在）

区 分	静 岡 市	由 比 町
給付割合	7割	7割
出産育児一時金	35万円	35万円
葬祭費	5万円	5万円

2 保険料（税）の現況（平成19年本算定後）

区 分	静 岡 市	由 比 町	
賦課年月日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	
賦課方法	保険料	保険税	
算定方式	旧ただし書方式	旧ただし書方式	
仮算定	無	有	
納期	6月末～3月末までの毎月末 10回	4月～7月の毎月末（仮算定） 8月～3月の毎月末（本算定）	
本算定	—	8月1日	
保険料（税）率			
医 療 分	所得割額	基礎控除後所得の 7.7%	基礎控除後所得の 6.20%
	資産割額	—	30.00%
	均等割額	28,800円	26,000円
	平等割額	24,600円	29,000円
	賦課限度額	530,000円	560,000円
	1人当たり保険料（税）	84,100円	85,215円
介 護 分	所得割額	基礎控除後所得の 1.9%	基礎控除後所得の 1.35%
	資産割額	—	6.80%
	均等割額	13,500円	7,200円
	平等割額	—	5,000円
	賦課限度額	90,000円	90,000円
	1人当たり保険料（税）	26,254円	26,656円

3 被保険者数等

区 分	静 岡 市	由 比 町
被保険者数（平成19年3月末）	266,008人	3,940人
財政援助的な一般会計繰入金（H17決算）	1,030,256千円	20,000千円
平成19年度国民健康保険特別会計現計予算額（7月末）	69,258,884千円 （直診勘定を含む）	1,141,235千円 （直診なし）

15 組織及び機構

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の組織及び機構に統一する。

【協議結果】

◎ 静岡市における区役所の業務

1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務を行なう。

2 区役所等で実施する主な仕事

課名	主な業務	
地域総務課	市政情報の提供、公文書の公開、防災意識の高揚及び啓発事業、自主防災組織、庁舎の維持管理など	
まちづくり振興課	町内会・自治会との窓口、スポーツ施設の使用許可、浄化槽設置補助及び古紙等資源回収奨励金の受付、鳥獣飼養登録、住居表示証明、生活・交通事故相談など	
戸籍住民課	住民票・戸籍・印鑑登録、外国人登録、埋火葬許可、自動車臨時運行許可、電子証明書の受付、住民異動に伴う転校許可など	
国保年金課	国民健康保険の資格の届出、被保険者証の交付、給付申請、保険料の賦課・徴収・納付相談、国民年金の資格・保険料の免除・年金給付の届出、年金相談など	
納税課	市税の徴収、納付相談、督促、滞納処分など	
税務課	個人の市民税及び県民税（普通徴収分）・軽自動車税・固定資産税・都市計画税の賦課、原付自動車等の標識の交付、市税に関わる証明の交付、固定資産税台帳、地籍図の閲覧及び写しの交付など	
会計課	現金の出納・保管、支出に関する書類の審査など	
選挙管理委員会事務局	選挙事務の管理及び執行など（地域総務課内）	
福祉事務所	社会福祉課	生活保護、民生・児童委員に関することなど
	保育児童課	児童手当・児童扶養手当の認定、保育所の入所、母子家庭の援護、医療費の助成、家庭児童相談など
	障害者支援課	身体障害者手帳・療育手帳の申請・交付、補装具の交付、障害福祉サービスの支給決定、重度心身障害者医療費の助成など
	高齢介護課	高齢者相談、食事サービス、紙おむつの支給、はり・灸・マッサージの助成、老人医療費等の申請受付、介護保険に関する申請受付、介護保険料の徴収など
上下水道サービス窓口	水道の使用開始・中止の届出、水道料金・下水道使用料の収納など	

一般項目関連資料

3 静岡市における支所の設置状況

地方自治法第 252 条の 20 第 1 項の規定による葵区、駿河区及び清水区の出張所として設置している。

	葵区役所井川支所	駿河区役所長田支所	清水区役所蒲原支所
所在地	葵区井川 656-2	駿河区上川原 13-1	清水区蒲原新田 2-16-8
所管区域	口坂本、井川、岩崎、上坂本、小河内、田代	青木、宇津ノ谷、大和田、小坂 ほか 60 町字	蒲原神沢、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原小金、蒲原新田一丁目、二丁目、蒲原、蒲原一丁目～四丁目、蒲原新栄、蒲原東
地区人口※1	710人	65,386人	12,855人
地区世帯数※2	362世帯	24,865世帯	4,322世帯
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民基本台帳、印鑑に関する各種申請書等の受理、証明書の交付 ・国民健康保険及び国民年金の資格取得、異動、喪失届等の受理 ・市税に係る証明書等の交付 ・介護保険及び福祉に関する申請書、届出等の取次ぎ 		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民基本台帳、印鑑に関する各種申請書等の受理、証明書の交付 ・国民健康保険及び国民年金の資格取得、異動、喪失届等の受理 ・市税に係る軽易な調査、収納及び証明書等の交付 ・自治会との連絡調整・補助に関すること ・スポーツ施設の使用許可 ・愛がんのための飼養目的による鳥獣捕獲許可及び飼養登録 ・交通安全運動の推進、防犯、暴走運動の相談窓口 ・廃棄物の減量・資源化に係る補助金及び奨励金の申請受付 ・浄化槽に係る申請等の受付 ・住居表示に関する証明書の交付 ・地域審議会に関すること
その他		住民票の写し、印鑑登録証明書は、自動交付機により交付可 利用時間：【月～金曜日】 午前9時～午後7時 【土・日曜日、祝日】 午前9時～午後5時	

※1 H19.3.31 住民基本台帳人口

※2 H19.3.31 住民基本台帳世帯数

参考： 蒲原支所庁舎内には、上記のほか、各種の福祉関係の受付などを行う清水福祉事務所蒲原出張所、地域性のある業務を行う生活文化局市民生活部蒲原事務所、上水道の業務を行う蒲原サービス担当が設置されている。

一般項目関連資料

4 清水区における市民サービスコーナーの設置状況等

静岡市内には、市民サービスコーナーが 25 か所あり、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明、税証明の交付を行っている。一部の市民サービスコーナーでは、転入や転出、出生、婚姻などの届け出も受け付けている。

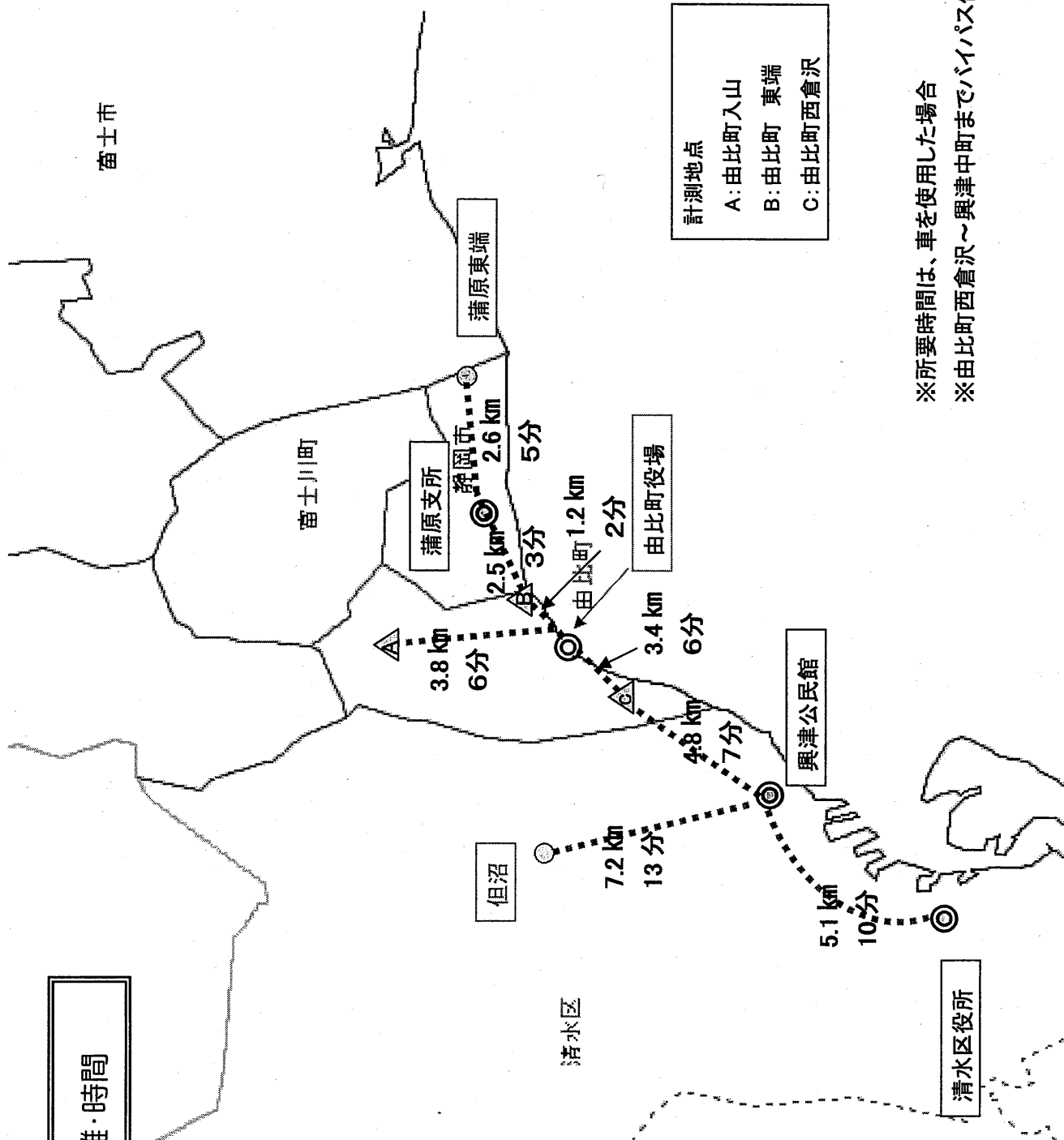
(1) 清水区市民サービスコーナー設置状況 (10 か所)

清水興津公民館内、清水三保公民館内、清水駒越公民館内、清水有度公民館内、清水高部公民館内、清水飯田公民館内、清水袖師公民館内、清水庵原公民館内、清水小島公民館内、清水両河内公民館内

(2) 市民サービスコーナーで取り扱う事務等

<p>取扱証明書の種類 【全ての市民サービスコーナーで取り扱っている】</p>	<p>取扱届出の種類 【清水区内、興津公民館のみ実施】</p>
<p>●戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本) ●身分証明書 ●平成改製原戸籍 ●戸籍記載事項証明書 ●戸籍の附票の写し ●住民票の写し ●住民票記載事項証明書 ●年金受給者現況証明 ●印鑑登録証明書 ●軽自動車税納税証明書(継続検査用) ●課税(所得)証明書 ●納税証明書 ●法人等所在証明書</p>	<p>●出生届 ●婚姻届 ●協議離婚届 ●転籍届 ●転入・転出届 ●転居届 ●国民年金資格取得届 ●国民健康保険加入・脱退届 ●印鑑登録証カードへの切替手続 ●外国人登録原票記載事項証明書</p>

由比町等からの距離・時間



計測地点
 A: 由比町入山
 B: 由比町 東端
 C: 由比町西倉沢

※所要時間は、車を使用した場合
 ※由比町西倉沢～興津中町までバイパス使用

16 特別職の職員の身分

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。

【協議結果】

※ 編入される市町村の特別職の職員は全員失職することになるが、議会の議員及び農業委員会の選挙による委員については、特例措置が定められているので、その取扱いについては、別途協議する。

編入合併の場合	
特別職の職員	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。

17 条例・規則の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

【協議結果】

	編入合併の場合
条例・規則	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

18 公共的団体等の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。

【協議結果】

※ 参考

市町村の合併の特例等に関する法律第65条第7項の規定では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」こととされている。

○ 由比町の公共的団体の主なもの

(平成19年4月1日現在)

区 分	由 比 町
住民生活関係団体	由比町区長会
	由比町交通指導員会
	静岡県交通安全協会蒲原地区支部由比分会
	蒲原地区安全運転管理協会
	蒲原警察署管内職場防犯管理協会
	庵原地区防犯協会
	由比町遺族会
	自衛隊由比町協力会
	由比町コミュニティづくり連絡協議会
環境保全関係団体	由比町ごみ減量対策委員会
	由比町公害対策会議
消防防災関係団体	由比町消防団
	由比町消防団協力隊
	各地区私設消防隊
	庵原地区危険物安全協会
福祉関係団体	由比町社会福祉協議会
	由比町民生委員・児童委員協議会
	由比町老人クラブ連合会
	由比町身体障害者福祉会
	由比町シルバー人材センター
	庵原地区保護司会
	由比町明るい町づくり婦人の会
	由比町ボランティア連絡会
	由比町児童館母親クラブ
由比町手をつなぐ育成会	

一般項目関連資料

福祉関係団体 (つづき)	由比町更生保護女性会
	庵原保育士会
	由比町子どもと女性の支援連絡会
保健関係団体	庵原郡医師会
	由比町組合営水道連合会
	由比町地域保健福祉推進委員会
	由比町健康づくり食生活推進協議会 (うぐいす会)
	由比町保健委員会
	重度心身障害 (児童) 者を守る会
	庵原郡断酒会
教育関係団体	由比町保護者会・PTA連絡協議会
	由比町子供会育成連合会
	庵原郡学校保健会
	由比町生涯学習推進委員会
	由比町青少年問題協議会
	庵原郡教育研究会
スポーツ関係団体	由比町体育協会
	由比町体育指導委員会
文化関係団体	由比町文化協会
	由比町文化財保護審議会
都市整備関係団体	由比町都市計画審議会
農林水産関係団体	するが路農業協同組合
	庵原地区農業委員会協議会
	由比町農業経営振興会
	由比港漁業協同組合
	由比町桜えび網組合
	由比港しらす船曳網組合
	由比港遊漁船組合
商工業関係団体	由比町商工会
	庵原地区食品衛生検査協会
	由比町桜海老商工業協同組合
	由比しらす加工組合
	由比町産業振興協議会
納税関係団体	清庵納税貯蓄組合連合会
	由比町納税貯蓄組合
	由比町青色の町推進協議会
	(社) 清水法人会由比支部
選挙関係団体	由比町明るい選挙推進協議会
女性関係団体	由比町女性団体連絡会
	由比町婦人会
職員関係団体	由比町職員互助会

19 補助金・交付金等の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 補助金・交付金

(1) 補助金

自治体が、団体等の行う事業や事務に対しての助成、奨励のため、公益上の必要があると認めた場合に対価なく支出するもの

(2) 交付金

法令又は条例・規則等により、団体等に対して自治体の事務を委託している場合に、当該事務処理の報償として支出するもの

2 主な補助金

静岡市	由比町
自主研究グループ活動支援事業補助金	
市婦人団体連絡会運営費補助金	町女性団体連絡会補助金
	町婦人会補助金
暴力追放推進協議会補助金	
連合自治組織運営費補助金	各区事務費補助金 区長会研修補助金 自治行政視察費補助金
蒲原地区市民活動促進事業費補助金	
集会所建設費補助金	コミュニティ施設整備事業補助金（集会所建設）
蒲原地区コミュニティ施設整備事業補助金	
防犯灯設置費補助金	（各区防犯灯設置及び電気料助成金）
防犯灯維持費補助金	（各区防犯灯設置及び電気料助成金）
防犯協会補助金	（庵原地区防犯協会助成金）
地域防犯活動事業費補助金	
掲示板設置費補助金	
コミュニティ事業補助金	コミュニティ施設整備事業補助金（設備、備品等）
	コミュニティづくり連絡協議会補助金
交通安全推進協議会補助金	
民間交通指導員会補助金	交通安全協会蒲原支部由比分会補助金

交通安全母の会補助金	
飲酒運転追放協議会補助金	
学区交通安全会補助金	
連合交通安全推進本部長会補助金	
遺族会補助金	
戦災遺族会補助金	
原水爆被害者の会支部補助金	
消費者団体補助金	
静庵地区行政相談委員協議会補助金	
計量思想普及宣伝事業補助金	
静岡市国際交流協会補助金	国際交流中学生海外研修事業補助金
文化団体運営費補助金	町文化協会補助金
市文化振興財団補助金	
芸術文化活動発表会等参加補助金	
文化振興事業補助金	
ふれあい音楽運営委員会補助金	
羽衣まつり運営委員会補助金	
文化財保護管理事業補助金	
大御所四百年祭関連事業補助金	
文化財保存団体運営費補助金	
市体育協会補助金	町体育協会補助金
清水区連合体育会補助金	町父親ソフトボール大会補助金
蒲原地区体育会補助金	
市体育指導委員連絡協議会補助金	
	県民スポーツ祭参加補助金
	スポーツ拠点づくり推進事業補助金
各種目別大会開催補助金	
各種目別全国大会出場選手補助金	
小学校区体育大会等開催補助金	
静岡市高等学校野球大会補助金	
静岡県市町村対抗駅伝競争大会選手強化事業補助金	
少年野球教室実行委員会補助金	
清水マリンフェスティバル実行委員会補助金	
草サッカー大会実行委員会補助金	
総合型地域スポーツクラブ活動補助金	
フォッサ・サッカーのまち市民協議会補助金	
種の保存会議補助金	
花き市場文化教育事業費補助金	
工場設置奨励補助金	

企業立地促進事業補助金	
SOHO しずおか運営費補助金	
しみず新産業開発振興機構補助金	
都市エリア産学官連携促進事業補助金	
中小企業支援センター事業費補助金	
勤労者福祉サービスセンター補助金	
勤労者協議会連合会補助金	
労働者福祉協議会補助金	
内職あっ旋事業補助金	
勤労者教育資金利子補給事業費	
勤労者住宅建築資金利子補給事業費	
職業訓練法人運営費補助金	
高年齢者、障害者等雇用奨励事業費	
商工会議所一般会計運営補助金	商工会経常費補助金
商工会議所小規模事業指導補助金	
商工会議所国際経済振興事業補助金	
商工会議所青年部事業補助金	
人材能力開発事業補助金	
商工会補助金	
商店街振興事業補助金	
駿府秋のわくわく祭補助金	
まちなか商業実験事業補助金	
地域商業活性化事業補助金	
	由比町産業振興協議会補助金
七夕まつり補助金	
灯ろうまつり補助金	
商店街まちづくりプラン推進事業補助金	
商店街環境整備事業補助金	
商店街イベント振興事業補助金	
商店街元気づくり事業補助金	
商店街一店逸品運動推進事業補助金	
中心市街地にぎわい創出事業補助金	
特産工業協会補助金	
履物宣伝事業補助金	
サンダル見本市開催補助金	
鏡台家具宣伝事業補助金	
ホビーショー開催補助金	
静岡みこし祭り開催補助金	
静岡大工祭り開催補助金	
新産業技術フェア開催補助金	

静岡優良ツキ板展示大会開催補助金	
静岡伝統産業工芸展開催補助金	
仏壇展示会開催補助金	
駿河家具展示会開催補助金	
職員まつり開催補助金	
大規模展示会出展等支援事業補助金	
地場産業振興支援事業補助金	
登呂まつり補助金	
静岡菊花大会補助金	
蒲原宿場まつり補助金	由比街道まつり補助金 (由比町産業振興協議会補助金)
かんばら御殿山さくらまつり補助金	
静岡おだっくい祭り補助金	
日本平まつり補助金	
静岡サンバカーニバル補助金	
しずおかグルメグランプリ補助金	
全日本愛瓢会静岡県大会補助金	
観光案内所運営補助金	
次郎長生家運営費補助金	
井川もみじマラソン事業補助金	
地球元気村補助金	
もてなし実践セミナー開催事業補助金	
地域イベント開催補助金	
全国大会開催補助金	
滞在型観光推進事業補助金	
観光宣伝事業補助金	
観光と物産展開催補助金	
静岡観光コンベンション協会運営費補助金	
地域観光施設整備事業補助金	
静岡まつり開催補助金	
おねり保存事業補助金	
安倍川花火大会開催補助金	
みなと祭り補助金	
大道芸ワールドカップ開催補助金	
かんばらまつり開催補助金	
静岡おでんフェスタ開催補助金	
日本貿易振興機構補助金	
静岡県国際経済振興会補助金	
静岡県清水港F A Z 事業推進協議会補助金	
貿易経済研究会補助金	

清水港振興会補助金	
清港会運営費補助金	
興津地区薄寒桜を育てる会補助金	
清水港利用促進協議会補助金	
清水漁港対策協議会補助金	
清水港湾労働者福祉センター補助金	
仲卸業者融資制度事業補助金	
大御所四百年祭開催補助金	
森林組合補助金	
椎茸生産者組合補助金	
林業研究団体補助金	
清水国産材加工事業共同組合補助金	
農業共済事業補助金	静岡中部農業共済組合補助金
(野生動物防除用原材料支給事業)	有害鳥獣駆除補助金
民有林造成事業補助金	林業事業(間伐・造成)補助金
林業近代化資金融資利子補助金	
静岡地域材活用促進事業補助金	
中山間地振興事業補助金	
認定農業者協会補助金	
農地流動化総合対策事業補助金	
農業協同組合補助金	
農業共催事業補助金	
蒲原農業経営振興会補助金	農業経営振興会補助金
農業近代化資金利子補助金	農業近代化資金利子補助金
農業災害対策資金利子補助金	
農業経営基盤強化資金利子補助金	(農業経営基盤強化資金利子助成金)
ふるさと活性化事業補助金	
点滴灌水システム推進事業補助金	
茶手揉保存事業補助金	
防霜施設整備推進事業補助金	
特産農作物産地づくり推進事業補助金	
茶園改植推進事業補助金	
茶販路拡張事業補助金	
安倍わさび組合補助金	
静岡市コミュニティ農園整備事業補助金	
クリーン野菜産地育成事業補助金	
農業祭開催補助金	
清水農業まつり補助金	
駿府本山お茶まつり補助金	
認定農業者支援事業補助金	

経営改善支援活動事業補助金	
	由比町農業振興事業補助金
地産地消活動等普及推進事業補助金	
農地・水・農村環境保全向上活動支援事業補助金	
家畜伝染病予防対策補助金	
死亡獣畜対策事業補助金	
畜産まつり開催事業補助金	
農業水利費補助金	
団体営土地改良事業補助金	
県営土地改良事業補助金	
静岡市土地改良連絡協議会補助金	
林道開設助成費	
水産業共同施設整備事業補助金	水産共同施設整備事業費補助金
種苗放流事業費補助金	
河川放流費補助金	
漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金利子補助金
用宗漁港まつり補助金	由比桜えびまつり補助金 (由比町産業振興協議会補助金)
漁業協同組合補助金	
清水お魚ふれあい事業費補助金	
市街地バス路線維持費補助金	
山間地バス路線維持費補助金	路線バス運行費補助金
	ゆいばす(由比町コミュニティバス)運行 費補助金
鉄道近代化設備整備費補助金	
土地区画整理事業補助金	
小規模土地区画整理事業補助金	
市街地再開発事業補助金	
緑化推進協議会補助金	
花の会補助金	
既存建築物耐震性向上事業補助金	
ブロック塀等耐震改修事業費補助金	ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金
木造住宅耐震補強工事事業費補助金	木造住宅耐震補強助成事業補助金
既存住宅耐震診断事業費補助金	木造住宅補強計画策定事業費補助金
家具等固定推進事業費補助金	
優良建築物等整備事業補助金	
耐震型優良建築物等整備事業費補助金	
河川愛護事業補助金	(河川愛護事業実施団体助成金)
安倍川改修促進期成同盟会補助金	
庵原川水系改修促進期成同盟会補助金	

海の日イベント補助金	
静岡海岸高潮対策促進期成同盟会補助金	
清水海岸浸食災害防止対策促進期成同盟会補助金	
巴川改修促進期成同盟会補助金	
巴川総合治水対策促進期成同盟会補助金	
長尾川流域治水対策協議会補助金	
国道 52 号整備促進期成同盟会補助金	
国道 1 号バイパス整備促進委員会補助金	
福祉共済制度加入補助金（消防団）	
防火協会補助金	
静岡市幼少年女性防火委員会補助金	
	自主防災組織育成補助金
	自衛隊由比町協力会補助金
	消防団家族慰安会補助金
	私設消防隊補助金
防災倉庫等設置費補助金	
静岡県教職員福利厚生事業補助金	
校長会等補助金	（小中学校校長会等負担金）
ユネスコ協会運営費補助金	
平和資料センター運営費補助金	
私立幼稚園 PTA 連合会補助金	
市 PTA 連絡協議会補助金	
市特別支援教育進路指導協議会補助金	
遠隔地校校外教育活動補助金	
生徒指導対策事業補助金	中学校校外指導対策費補助金 中学校進路指導対策費補助金
市中学校体育連盟補助金	
中学校部活動振興事業補助金	小・中学校体育振興費補助金 小中学校校外活動補助金
	小学校ふるさと交流推進事業補助金
	小・中学校地域ボランティア活用推進事業補助金
	小・中学校宿泊訓練補助金
	小・中学校修学旅行補助金
市学校保健会補助金	
私学振興補助金	
静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金	
定時制通信制教育振興会補助金	
私立幼稚園就園奨励費補助金	
遠距離通学費補助金	

養護教育就学奨励費補助金	
まちづくり推進事業補助金	
環境保全資金融資利子補助金	
潮害防備保安林整備事業補助金	
生垣設置奨励補助金	
生ごみ処理機器購入費補助金	ごみ減量化推進事業費補助金
浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
	ごみ集積所施設設置補助金
市民生委員・児童委員協議会補助金	
ボランティア団体連絡協議会補助金	
住民参加まちづくり事業費補助金	
人権擁護委員会補助金	
検察審査協会補助金	
保護司会補助金	
小地域福祉教育推進事業費補助金	
地域福祉権利擁護事業補助金	
福祉教育事業費補助金	
休日・夜間ボランティアセンター運営費補助金	
要保護世帯向け長期生活支援資金補助金	
市身体障害者団体連合会補助金	
市障害者協会補助金	
市手をつなぐ育成会補助金	
市肢体不自由児（者）父母の会補助金	
重症心身障害児（者）を守る会補助金	
車いす友の会補助金	
しずおか演劇祭補助金	
障害者スポーツフェスティバル補助金	
小規模授産施設運営費補助金	
福祉ショップ運営事業費補助金	
小規模授産施設機能強化推進費補助金	
生活訓練ホーム運営費補助金	
障害者公益活動支援事業補助金	
レスパイト事業補助金	
重度身体障害者住宅改造費補助金	重度身体障害児者住宅改造費助成事業補助金
心身障害者生活寮施設整備費補助金	
身体障害者施設整備事業費補助金	
知的障害者施設整備事業費補助金	
福祉ホーム運営費補助金	
盲人ホーム事務費補助金	

(市社会福祉協議会負担金)	町社会福祉協議会補助金
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金	
単位老人クラブ補助金	由比町老人クラブ活動費補助金 老人クラブ活性化事業費補助金
老人クラブ連合会補助金	
老人つどいの家設置・運営費補助金	
高齢者生きがいセンター設置費補助金	
浄見荘運営管理費補助金	
高齢者社会参加促進事業補助金	
ふれあい事業費補助金	
高齢者等住宅改造費補助金	
民間特別養護老人ホーム等建設費補助金	富士川町特別養護老人ホーム建設補助金
民間特別養護老人ホーム等運営費補助金	
軽費老人ホーム事務費補助金	
シルバー人材センター補助金	
介護サービス利用促進事業費補助金	
利用者負担軽減対策事業費補助金	介護保険利用者負担額軽減措置事業補助金
(地域支援事業交付金)	介護予防・生活支援事業補助金
市食品国民健康保険組合補助金	
子育て支援事業補助金	
母親クラブ設置・育成事業補助金	母親クラブ運営費補助金
市青年団協議会事業補助金	
少年団体(子ども会)運営費補助金	町子ども会育成連合会補助金
少年団体(ボーイスカウト)運営費補助金	
少年団体(ガールスカウト)運営費補助金	ガールスカウト県108団補助金
校庭開放事業運営費補助金	
青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	
中学校区健全育成事業費補助金	
地区青少年育成推進事業費補助金	
少年教室運営委員会補助金	
認可外保育所運営費補助金	
私立認可保育所運営費補助金	
特別保育事業費補助金	
延長保育事業費補助金	
私立保育所一時保育事業費補助金	
産休等代替職員雇用費補助金	
私立保育所小規模施設整備費等補助金	
借入金・利子償還金補助金	
借入金・元金償還金補助金	

市立保育所移管に伴う施設整備費補助金	
里親会補助金	
市医師会運営費補助金	
市歯科医師会運営費補助金	
市薬剤師会運営費補助金	
市助産師会運営費補助金	
県アイバンク運営費補助金	
山間地診療所運営費補助金	
病院群輪番制運営費補助金	
救急歯科センター運営費補助金	
病院事業補助金	
保健センター・保健会館管理運営協議会補助金	
保健委員活動費補助金	
虫歯予防事業補助金	
寝たきり者訪問歯科診療事業補助金	
食生活改善推進員協議会補助金	
市獣医師会補助金	
難病患者介護家族リフレッシュ事業費補助金	
結核予防婦人会支部補助金	
結核健康診断費補助金	
公衆浴場設備改善費補助金	
飲料水供給施設等整備費補助金	組合営水道施設工事費補助金
	由比町組合営水道連合会運営費補助金
精神障害者家族相談員紹介事業費補助金	
精神障害者共同作業所事業費補助金	
精神障害者共同住居運営費補助金	精神障害者在宅福祉費補助金
精神障害者福祉ホーム運営費補助金	
市断酒会補助金	
静心会補助金	
心明会補助金	
静岡いのちの電話補助金	
精神障害者生活支援センター事業費補助金	
	由比町青色の町推進協議会補助金
	清水法人会由比支部補助金

20 行政連絡機構の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市自治会連合会に統合する。

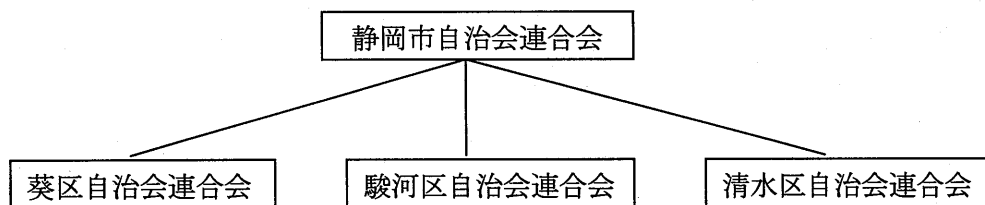
広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

各自治体の町内会・自治会・区長会の概要(平成19年4月1日現在)

区 分	静 岡 市		由 比 町
		蒲 原 地 区	
連合組織	静岡市自治会連合会 葵区自治会連合会 駿河区自治会連合会 清水区自治会連合会 各学(地)区自治会連合会 (76)	蒲原地区連合自治会	由比町区長会
組織	953 自治会・町内会	19 自治会	11 区
加入世帯 (加入率)	243,038 世帯 (86.9 %)	4,025 世帯 (93.5 %)	2,880 世帯 (97.3%)
行政連絡 事務	広報・行政文書の配付をはじめとする市と住民との連絡に関する事務を、単位自治会町内会の推薦を受けた者に囑託している。		広報・行政文書の配付をはじめとする町と住民との連絡に関する事務を区長に委嘱している。

※ 参考



2 1 町・字名の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

【協議結果】

1 静岡市清水区及び由比町の町・字名の総数

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	静岡市清水区	由比町
総 数	2 8 2	1 1

由比町の町・字名

由比、北田、町屋原、今宿、寺尾、東倉澤、西倉澤、西山寺、阿僧、東山寺、入山

2 静岡市清水区及び由比町で同一、類似の町・字名

該当なし

2 2 各種福祉制度の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

○ 主な福祉制度

児童福祉

(平成19年4月1日現在)

項 目		静岡市	由比町	
公立保育園	施設数	47か所	2か所	
	定員	5,755人	195人	
	3歳未満児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～2,000円	4,500円
		住民税課税世帯	6,500～8,500円	14,000円
		所得税課税世帯	13,300～51,200円	23,000～45,000円
	3歳児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～1,500円	3,500円
		住民税課税世帯	4,000～7,000円	11,000円
		所得税課税世帯	12,000～31,000円	20,000～28,000円
	4歳以上児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円
		住民税非課税世帯	0～1,500円	3,500円
		住民税課税世帯	4,000～7,000円	11,000円
所得税課税世帯		12,000～25,200円	19,000～25,000円	
延長保育実施施設数	19か所	1か所		
障害児保育実施施設数	21か所	—		
緊急・一時保育実施施設数	46か所	1か所		
私立保育園	施設数	54か所	—	
	定員	5,305人	—	
放課後児童クラブ	設置	公立民営	公立公営	
	施設数	65か所	1か所	
	定員	なし(入会児童2,885人)	20人	
	保護者負担金	5,500円～9,500円	3,000円	
相談事業	家庭児童相談室	子育ての悩み、子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員と児童福祉担当の社会福祉主事が身近な相談機関として相談を実施。 児童福祉施設・ショートステイなどへの入所の相談や必要に応じて家庭訪問も実施。	子育て支援を一環したシステムで実施するため連絡会を設置し、子育て、健康、虐待、DV、障害を包括した中で、各担当が相談を受ける。担当は、情報部会で情報の共有化を図る。 内容により、ケース検討を実施。	

一般項目関連資料

高齢者福祉

(平成19年4月1日現在)

項目		静岡市	由比町
敬老祝金	内容	77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円	90歳 10,000円 99歳 20,000円 108歳 20,000円
	対象	88歳 10,000円 男女最高齢者・101歳以上 30,000円	
	内容	生活に不安のある、おおよそ65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯又はこれに準ずる世帯	
給食(配食)サービス	内容	ひとり暮らし、高齢者世帯:週7日、その他:週5日(1日1食)	
	料金	1食250円	
	助成額	1日1食350円補助	
介護手当	対象	要介護度4・5で、かつ月の半数以上を在宅介護している者	
	助成額	月額3,000円	
家族介護慰労金支給	対象	以下の条件を満たしている者に支給 ・介護保険の要介護認定で要介護4・5の認定を受け、1年以上経過している65歳以上の人を、介護サービスを過去1年間利用せず在宅で介護している家族(年間1週間程度の短期入所生活介護、又は短期入所療養介護、又は居宅療養管理指導の利用は除く。ただし、1か月以上入院している場合は、該当する期間を在宅介護期間から除く。) ・生活保護世帯又はすべての世帯員が市民税非課税(65歳以上の世帯員にあっては、市県民税の基礎となる合計所得金額が145万円以下)である世帯に属する者 ・被介護者と介護者が市内の自宅で同居していること	要介護度4・5に相当し、住民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイは除く)を受けなかった者を介護している家族
	内容	在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の維持、向上を図るため年間10万円を支給	在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の維持、向上を図るため年間10万円を支給
はり・きゅう、マッサージ費用助成	対象	75歳以上の方	
	内容	1回につき、自己負担1,000円で利用できる券を年6回分交付	
理容・美容サービス事業	対象	65歳以上で、要介護度3以上の認定を受けた寝たきりの者で、市長が外出困難と認めた者	
	内容	1回につき、自己負担500円で利用できる券を年2回分交付	
生活支援型家事援助サービス	対象	65歳以上の要介護認定結果で非該当と判定された人で、基本チェックリスト等において市の定める基準に該当する者	
	内容	在宅で快適に生活できるよう、自立した生活を確保するための家事援助を行う。(市の手数料は、1回1時間200円・週2回まで)	

一般項目関連資料

項目		静岡市	由比町
生きがい活動 支援通所事業 (葵区・駿河区のみ)	対象	65歳以上の要介護認定結果で非該当と判定された人で、基本チェックリスト等において市の定める基準に該当する者	—
	内容	要介護状態に陥ることを予防するために、デイサービスに通う機会を提供（市が徴収する手数料は400円） 生活指導、日常生活訓練、健康状態の確認、送迎（希望）、入浴サービス、給食サービス	—
紙おむつ 支給事業	対象	介護保険で要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた65歳以上の在宅の人で紙おむつが必要な人で、生活保護世帯又はすべての世帯員が市県民税非課税（65歳以上の世帯員にあっては、市県民税の基礎となる合計所得金額が145万円以下）である世帯に属する者	—
	内容	一人当たり、要支援1～要介護2 月額2,500円分、要介護3以上 月額5,500円分の紙おむつ券を支給し、利用者はこの購入券で紙おむつと引き替えのできる薬局等（県医薬品組合加盟店）で本人にあった紙おむつと引き替えをする。	—
ひとり暮らし 老人緊急通報 システム事業	対象	65歳以上一人暮らしで、生活保護世帯又はすべての世帯員が市県民税非課税（65歳以上の世帯員にあっては、市県民税の基礎となる合計所得金額が145万円以下）である世帯に属する者 （高齢者の二人暮らしで一人が寝たきりの状態の時等は対象となる）	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	内容	緊急時にペンダントを押すことでシステムが作動し、通報受信後利用者宅へ電話確認し、電話に出ない等異常がある場合、関係機関へ通報、同時に警備員が出動する。通報内容は緊急通報、火災通報、ガス漏れ通報 無料（電話の通話料「1日10円」は本人負担）	緊急時に対応すべくシステムの導入を図り日常生活を保障 緊急時にペンダントを押すことで作動
高齢者住宅 改造費 助成事業	対象	65歳以上で、日常生活に支障のある方が、お住まいになっている家庭で、改造等によって安心して健やかな生活ができるよう住宅を改造する者	—
	内容	補助対象限度額 100万円	—
	所得制限	世帯全員（改造後同居予定の者も含む）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者の前年の所得税額の合計が、397,000円以下の家庭	—
外国人高齢者 福祉手当 支給制度	対象	日本国籍を有しない静岡市内に居住する者で、昭和7年（1932年）4月1日以前に生まれ、次の要件のすべてに該当する方 ・外国人登録法による市長の登録を6か月以上受けていること ・出入国管理及び難民認定法による法務大臣の永住許可を受けていること ・厚生年金その他の公的年金を受給していないこと ・他に所得制限有り	—
	内容	外国人高齢者福祉手当を支給することにより、外国人高齢者の福祉の増進を図る。 支給額 月額1万1千円	—

一般項目関連資料

項目		静岡市	由比町
在宅老人 短期保護事業	対象	以下の条件を全て満たしている者とする。 ・65歳以上 ・社会的理由又は私的理由による場合 ・その他市長が認める者	—
	内容	養護老人ホーム（静岡老人ホーム、清水松風荘）へ短期的に入所させ、入浴、食事、日常生活訓練等を提供する。	—
自動消火器 給付	対象	以下条件を全て満たしている者 ・65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ・生活保護を受けている者又は市県民税非課税である者若しくは市県民税の算定の基礎となる合計所得金額が145万円以下である者	—
	内容	業者が対象者宅を訪問し、自動消火器を設置する。設置機器は、業者が設置場所を確認して決定する。 壁面取付型・熱感知温度95℃により消火薬剤液が噴射 天井取付型・熱感知温度72℃により消火薬剤液が噴射	—
S型 デイサービス	対象	概ね65歳以上で家に閉じこもりがちな人	—
	内容	地区社会福祉協議会が事業主体となり、自治会館等を利用し、虚弱のため家で過ごすことが多い高齢者に、介護予防、生きがいをづくり、地域交流等を目的として、ミニデイサービス（心身機能の維持向上のための遊びやゲームを取り入れた簡単な体操、運動、レクリエーション、会食等）を実施する。	—
老人福祉 センター	対象	市内に居住する60歳以上の人	町内に居住する概ね65歳以上の者
	内容	老人福祉法第20条の7に基づき、市内に8か所設置。	老人福祉法第20条の7に基づき、町内に1か所設置。

一般項目関連資料

介護保険（平成19年4月1日現在）

区 分		静岡市	由比町
介護保険料（年額）	第1段階	21,600円	21,600円
	第2段階	21,600円	21,600円
	第3段階	32,400円	32,400円
	第4段階	43,200円	43,200円
	第5段階	54,000円	54,000円
	第6段階	64,800円	64,800円
	第7段階	75,600円	

障害者福祉

（平成19年4月1日現在）

区 分		静岡市	由比町
身体障害者 訪問入浴サービス	対象	肢体不自由1～2級で、家庭での入浴が困難な介護保険非該当の方	—
	内容	洗体、洗髪、洗顔、衣類の着脱の介護	—
	料金	1回 300円（市民税課税世帯） 100円（市民税非課税世帯） 0円（生活保護世帯）	—
重度身体障害者（児） タクシー利用料 助成	対象	身体障害者1～2級（聴覚・音声言語障害を除く） 知的障害A級 電動車椅子又はリクライニング式車椅子の交付を受けている方（車いす用タクシー）	—
	内容	550円×24枚交付 500円×48枚（車いす用）	—
重度心身障害児 扶養手当	対象	身体障害者手帳1～3級又は重度の知的・精神の障害を有する20歳未満の児童を扶養している方	—
	内容	月額3,000円 ただし、特別児童扶養手当を所得制限により受給できない方は月額5,000円	—
重度心身障害者 医療費助成事業	対象	特別児童扶養手当1級 重度心身障害児扶養手当の支給対象児童のうち、所得制限により特別児童扶養手当が支給停止の方 療育手帳A級、身体障害者手帳1・2級及び内部障害3級の方 療育手帳B級、身体障害者手帳3級のいずれかの方のうち、6歳以下でかつ、就学時前の障害児	身体障害者手帳 1・2級 内部障害 3級 療育手帳 A級 特別児童扶養手当 1級
	所得制限	なし	あり
	内容	重度心身障害者が疾病等により医療機関で治療した場合に、保険診療分に係る自己負担分、薬剤一部負担分及び訪問看護基本料を助成	重度心身障害者が疾病等により医療機関で治療した場合に、保険診療分な係る自己負担分、薬剤一部自己負担分、入院時食事代及び訪問看護基本料を助成

一般項目関連資料

区 分		静岡市	由比町
精神障害者 医療費助成事業	対象	市内在住者で、精神科病院に引き続き1か月以上入院した者（重度心身障害者医療費助成、生活保護等は除く）	町内に住む精神障害者又は町長が認める者
	内容	入院の初日から医療費自己負担分のうち1万円を限度に助成	入院に係る保険診療及び入院時食事療養費に係る標準額範囲内の自己負担の2分の1を助成
	所得制限	なし	あり
精神障害者 交通費助成事業	対象	市内在住者で、精神障害者保健福祉手帳を所持している者（身体障害者手帳、療育手帳を併せて所持している者は除く）	—
	内容	精神障害者の社会復帰促進を目的として、パスカード（1人あたり6,000円分）を支給	—
	所得制限	なし	—
紙おむつ支給事業	対象	非課税世帯かつ重度心身障害者医療費助成を受けている方	—
	内容	月あたり2,000円分の紙おむつ券を交付	—
重度身体障害者住 宅改造費助成事業	対象	下肢、体幹を含む肢体不自由1、2級、又は視覚1、2級の方がいる世帯	下肢、体幹を含む肢体不自由1、2級又は視覚1、2級の者がいる世帯
	内容	助成限度額80万円	助成限度額50万円
	所得制限	世帯全員の前年度所得税合算額が39万7千円以下	世帯全員の前年所得税合算額が12万円以下
登録手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業	内容	視覚障害者及び音声言語機能障害者の日常生活の便宜を図り、健聴者との意思疎通を円滑にするため、登録手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣 本人負担：なし	—
外国人障害者 福祉金給付事業	対象	昭和57年1月1日以前に満20歳に達していたために、障害者基礎年金を受けることができなかった外国人で、障害の認定日において満70歳未満の人	—
	内容	月額27,000円	—
外出支援 サービス事業	対象	—	おおむね65歳以上の寝たきり又は重度認知症者、重度障害者1、2級及び知的障害者
	内容	—	公共交通機関を利用することが困難な者で、通院等を希望する者 自己負担金 郡内片道 700円 郡外片道 1,400円

一般項目関連資料

区 分		静岡市	由比町
寝具洗濯乾燥 消毒サービス事業	対象	—	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準じる世帯並びに身体障害者が必要な者
	内容	—	寝具類の衛生管理のための水洗いや乾燥消毒等のサービス 自己負担 1回500円
移動支援事業 (地域生活支援事業)	対象	視覚1～2級、上肢・下肢・体幹すべてが1級及び療育手帳所持者で単独で移出することが困難な者	同左
	内容	屋外等の移動が困難な障害者の社会参加等のための外出 利用者負担：1割	同左
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	対象	療育手帳所持者及び遷延性意識障害児(身体障害者手帳所持者に限る)	同左
	内容	日中において行う一時的な見守り 利用者負担：1割	同左
自動車改造費助成	対象	・18歳以上で肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳所持者 ・申請する月の属する年の前年所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと	—
	内容	補助限度額 10万円	—
運転免許取得 費助成	対象	・18歳以上の身体障害者手帳所持者 ・各都道府県公安委員会指定教習場で運転免許を取得した者 ・世帯全員の前年度所得税額の合計が12万円以下	—
	内容	補助限度額 10万円	—

2.3 慣行の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

静岡市、由比町の慣行の主なもの

項目	静岡市	由比町
市町の木	ハナミズキ	もくせい
市町の花	タチアオイ	さくら
市町の鳥	カワセミ	うぐいす
海外姉妹都市	ストックトン市（アメリカ合衆国） オマハ市（アメリカ合衆国） シエルビービル市（アメリカ合衆国） カンヌ市（フランス共和国）	—
友好都市	フエ市（ベトナム社会主義共和国）	—
国内姉妹都市	北海道室蘭市 新潟県上越市	—
友好都市	長野県佐久市	山梨県笛吹市

【参考】山梨県笛吹市（人口 72,759 人：H19. 7. 1 現在）

笛吹市の概要

甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、総面積は 201.92k m²。平坦な住宅地域を山裾に広がる果樹地帯が取り巻いている。盆地特有の気候を生かした農業（果樹栽培）が盛んであり、平成 16 年 10 月に八代町を含む 6 町村が合併して「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市が誕生した。

提携の経過

町制 100 周年を記念して姉妹都市提携の意見が出され、かねてから老人クラブ同士で交流があった八代町と平成元年 4 月 2 日に友好町の調印を行った。更に、友好盟約 15 周年にあたって平成 15 年 9 月に共同宣言を行い、「今後の自治体再編にとらわれず友好盟約は継続充実する」ことを確認している。

交流の経過

由比町と八代町においては、老人会、農業委員会、体育協会、議会議員等が相互に交流してきた。また、10 周年、15 周年の節目の年には、各種団体や職員の交流会を実施した。

八代町は平成 16 年 10 月に合併して笛吹市となったが、共同宣言に従い、現在でも由比町と旧八代町の住民同士の交流が続いている。

2 4 保健衛生事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 保健所業務

現在、静岡市域のみで実施されている保健所業務を中心とした移譲事務は、由比地区においても実施されることになる。

(1) 保健所業務の主なもの

① 医療・薬務等関係

- ・ 診療所、助産師、歯科技工所、施術所の開設許可及び監視指導
- ・ 医薬品、毒物、劇物の販売許可及び監視指導
- ・ 国民生活基礎調査、人口動態調査等の保健衛生統計調査に関する事務

② 保健予防関係

- ・ 自立支援医療（育成医療）給付事業
- ・ 未熟児養育医療給付事業
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業
- ・ 結核予防事業
- ・ 結核患者医療費給付事業
- ・ 感染症予防事業
- ・ エイズ予防対策事業

③ 生活衛生関係

- ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可及び衛生指導
- ・ 理容、美容、クリーニング業の開設確認及び衛生指導
- ・ 特定建築物の届出の受理及び衛生指導
- ・ 温泉利用施設の立入検査及び許可
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売業者への立入検査及び収去
- ・ 水道事業者等への衛生指導
- ・ 墓地経営等許可申請審査
- ・ ねずみ昆虫等防除相談

④ 食品衛生関係

- ・ 食品衛生法に基づく施設の営業許可及び監視指導
- ・ 特別用途食品の検査及び収去
- ・ と畜場の設置許可及びと殺解体に関する事務
- ・ 食鳥処理の事業に関する事務

⑤ 動物指導関係

- ・ 犬・猫の引取、負傷動物の保護・連絡・収容
- ・ 動物取扱業の登録、特定動物の飼養（保管）許可

一般項目関連資料

⑥ 精神保健福祉関係

- ・ 静岡市精神保健福祉審議会の開催
- ・ 精神保健対策事業
(精神障害者交通費助成事業、社会復帰事業、相談事業、講座・講演会)
- ・ 精神障害者社会復帰適応訓練事業
- ・ 精神科救急医療対策事業
- ・ 精神障害者医療扶助事業
- ・ 精神保健振興事業
(精神障害者共同作業所、共同住居、福祉ホーム、福祉団体補助事業)
- ・ 精神障害者地域生活支援事業
(相談支援事業、地域活動支援センター事業等の委託)
- ・ 精神障害者に対する自立支援給付事業 (介護給付、訓練等給付)
- ・ 自立支援医療 (精神通院) 給付事業
- ・ 自殺対策の総合的な推進

2 主な保健衛生業務

(平成19年4月1日現在)

		静岡市		由比町	
基本健康 診 査	対象	国保加入者、社会保険の本人以外で35歳以上		40歳以上で、かかりつけ医療機関等で定期的に検査等を行っていない方	
	料金	1,500円 ※70歳以上・65～69歳で医療受給者証を交付・市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は無料		1,000円 ※70歳以上無料、非課税世帯無料 (事前に申出)	
結核レントゲン検診	65歳以上 無料 (喀痰検査300円)	※70歳以上・65～69歳で医療受給者証を交付・市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は無料	40～64歳 100円 (喀痰検査500円)	65歳以上無料 (喀痰検査500円)	
胃がん検診	35歳以上 500円 (集団) 1,900円 (個別)		35歳以上 1,000円 (集団)	※70歳以上無料、非課税世帯無料 (事前に申出)	
大腸がん検診	40歳以上 200円 (集団) 400円 (個別)		40歳以上 500円 (集団)		
子宮がん検診	20歳以上女性(隔年) 800円 (集団) 1,100円 (個別)		20歳以上 (隔年) 1,300円 (集団)		
乳がん検診	40歳以上女性(隔年) 2,000円 (マンモグラフィ検査+視触診)		40歳以上 (隔年) 40歳代 2,200円 (集団) 50～69歳 1,700円 (集団) (マンモグラフィ検査+視触診)		
前立腺がん検診	50歳以上男性 1,000円		55歳以上男性 500円		
肝炎ウイルス検診	40歳、過去5年未受診者及び肝機能異常の方 1,000円		40歳、過去5年未受診者及び肝機能異常の方 無料		

一般項目関連資料

		静岡市	由比町
歯周病検診		40歳以上 600円	無料
総合検診		40歳及び50歳 葵・駿河区 男性4,000円 女性7,000円 清水区 男性3,000円 女性5,000円 ※20年度廃止予定	—
人間ドック 助成	対象	30歳以上の国保加入者で保険料（税）の滞納がない方 （※平成20年度からの特定健診・特定保健指導事業にあわせて廃止の方向で検討中）	35歳以上の国保加入者で、保険料の滞納がない方
	料金	3割自己負担	3割自己負担
フッ素塗布・洗口	対象	・静岡歯科医師会主催「母親教室」に参加していて、希望する就学前の幼児（年3回） ・蒲原地区では1歳半～3歳までの間に4回のフッ素塗布を実施（無料） ※フッ素洗口は、公立、市立保育園ほぼ全園及び私立幼稚園6園で実施（無料）。その他の幼稚園は今後検討	満1歳以上～4歳になる年度まで（年3回）
	料金	静岡歯科医師会は1回1,050円	3回に1回 200円
乳幼児医療費助成	内容	小学校就学前までの通院・入院に係る保険診療分の医療費を助成	小学校就学前までの通院・入院に係る保険診療分の医療費を助成
	自己負担金	入院は自己負担なし 0歳児の通院は自己負担なし 1～6歳未満児の通院 500円/回（月4回2,000円限度）	入院・通院 自己負担なし
桜えびっこ医療費助成	内容	—	小学生の通院・入院に係る保険診療分の医療費を助成
	自己負担金	—	入院・通院 自己負担なし
	制限	—	町税等滞納していない
妊婦健康審査	内容	妊婦健診 前期・後期各1回 出産予定時35歳以上に超音波検査（1回） 前期 HBs抗原検査あり 6,720円 HBs抗原検査なし 6,220円 後期 6,220円 超音波検査 5,000円	妊婦健診 前期・後期各1回 出産予定時35歳以上に超音波検査（1回） 前期 HBs抗原検査あり 6,720円 HBs抗原検査なし 6,220円 後期 6,220円 超音波検査 5,000円
	制限	—	町税等滞納していない
妊婦健診費等助成	内容	—	妊婦健診費及び妊娠中の医療費一部負担額で20,000円を限度。
	制限	—	町税等滞納していない
特定不妊治療費助成	内容	指定医療機関において、体外受精または顕微授精に要した費用のうち1回10万円が上限で1年度2回まで通算5年間	特定不妊治療費から、他の助成制度による助成金の額を控除した金額で1回あたり10万円が限度で年2回まで
	制限	夫婦の所得合計額が730万円未満	夫婦の所得合計額が730万円未満で町税等滞納していない

一般項目関連資料

		静岡市	由比町
寝たきり者 訪問歯科診 療事業	内容	寝たきりの状態にあるため通院による歯 科診療が困難なお年寄り等のために、歯 科診療及び歯科保健指導を実施	寝たきりの状態にあるため通院による 歯科診療が困難なお年寄り等のため に、歯科診療及び歯科保健指導を実施
	対象	静岡市内に住んでいる65歳以上の寝たき りの方又はこれに準ずる方で、歯科往診 車または在宅にて診療が受けられる方。	由比町内に住んでいる65歳以上の寝た きりの方又はこれに準ずる方で、歯科 往診車または在宅にて診療が受けられ る方。
	料金	無料(治療費のみ負担)	無料(治療費のみ負担)
障害者歯科 保健センタ ー事業	内容	一般の歯科診療所では治療の困難な障害 者を対象に診療を実施	—
	料金	保険診療による負担	—

3 保健福祉センター等での主な教室等

(平成19年4月1日現在)

		静岡市	由比町
名称	フレッシュマタニティ教室	パパ・ママ・ベビー教室	
内容	初妊婦に対して、前期・後期での安産を目指し た生活教育を行うとともに、交流を深める。	母子意識を高め、健全な母子育成を図ると ともに、交流を深め仲間づくりをする。	
名称	両親教室	—	
内容	初めて親になる夫婦が協力して育児に取り組 み、親の役割や子育てについて知識の向上を図 る。	—	
名称	フォローアップ教室(パンダ)	幼児事後相談(たけのこサークル)	
内容	健診や訪問等から把握した、子育て下手など事 後フォローの必要な親子が遊びを通して社会 性を培い、集団での関係形成を育成。	親の育児に対する不安の軽減及び正しい知 識・理解を深める。	
名称	フォローアップ教室(ぞうさん)	幼児事故相談(つくしんぼサークル)	
内容	ハンディキャップのある児の育児に孤立せず 自身をもってあたるように支援する教室。	幼児の健やかな発育を目指し、精神発達及び 育児等についての相談指導	
名称	9か月児歯と育児教室	乳幼相談(5か月児・12か月児)	
内容	満9か月になる児を対象に、幼児期移行前に 「歯」の健康管理を親が認識し、実践できるよ うにするとともに、生活全般の育児支援をす る。	身体測定及び発達相談を通じ、異常の早期発 見・適切な治療に結びつけるとともに、保健 指導・栄養指導により乳児の健全な育成支援 をする。	
名称	子育て支援教室	育児相談	
内容	親子の遊びや親同士の交流を通じて、育児不安 や育児困難の軽減を図る。	育児の不安や悩みに対する相談・指導を行 い、母親同士の交流を深める。	
名称	—	思春期教室	
内容	—	赤ちゃんと触れ合うことで、愛着や愛情を持 ち、生命の尊さを理解させ、将来親になった 時の育児不安や虐待予防につなげる。	
名称	糖尿病予防教室	—	
内容	清水区のみ実施 糖尿病予防のための食事について 講義と実習 2日間×2クール	—	
名称	健康づくり実技	ボディデザイン教室	
内容	健康を主体的に考える動機付けのひとつとし て、健康体操等を行い、自主グループ化を目指 す。	生活習慣病予防の基本である運動を継続し て実施することが難しい方を対象に運動を 取り入れた健康づくりをすすめる。	

一般項目関連資料

	静岡市	由比町
名称	—	女性の健康づくり教室
内容	—	39歳までの若年者に対して生活習慣病の予防教室
名称	健康づくり講演会	健康づくり学習会(PPK教室)
内容	身近な保健福祉センターの場で、地域のニーズに対応して、医師等の専門家の講師による講演会を開催。	老後を健やかに過ごすために健康づくりを目指し、「自分の健康は自分で守る」という意識啓発事業
名称	地区組織育成	モデル地区事業
内容	訪問や地区の関係組織等と日常的に連携をとり、地域の状況を把握してニーズに応じた新たなものを構築していく。	「健康なまち・由比」を目指し、地域ぐるみで健康を考えるため、モデル地区を選定し、継続的な学習を推進
名称	地域ふれ合い支援連絡会	—
内容	地域で活躍するボランティアや自主グループが連絡・情報交換を行う事でより効果的な活動を目指す。	—
名称	生活習慣病予防教室(成人)	—
内容	生活習慣により引き起こされる疾病の発症予防と、生活習慣の改善をめざす。	—
名称	子どもの生活習慣病予防講演会	生活習慣病予防教室
内容	保健福祉センターにおいて、子どものメタボリックシンドローム予防に関する講演会を開催。	保育園・学校・地域において講習会や懇談会、連絡会を開催し、子供の生活習慣病を減少させる。
名称	離乳食の作り方教室	離乳食講習会(前期、後期2回)
内容	子どもの発達に合わせた離乳食のすすめ方について指導(講話、実演、実習、試食等)を行い、食の面から子育てを支援する。	離乳食の指導を通じて、正しい食生活の基礎づくりを目指し、小児生活習慣病を予防する。
名称	幼児の食事教室	—
内容	幼児と保護者を対象として行う食育教室 保健福祉センター9か所で実施	—
名称	虐待予防親子教室	—
内容	グループでの体験談話を通じて、育児不安やストレス解消を図り、子どもの虐待を予防する。	—
名称	親子禁煙教室	喫煙防止教室
内容	中学生と保護者を対象に、禁煙教室を実施 (葵区の保健福祉センター1か所で実施)	生活習慣病の大きな起因である喫煙について、未成年に害と危険性を伝え喫煙習慣を身につけさせないようにする。また、子供の受動喫煙を予防する。
名称	食生活改善推進員養成講座	バランスクッキング教室
内容	食生活改善推進協議会の会員を対象とした講座の実施	食生活改善推進協議会の会員を養成するための教室 隔年開催
名称	保健委員協議会支援事業	—
内容	地域の健康づくりの推進を目的とした事業 協議会 年6回 20支部 会員 663名(H18年度蒲原追加) (清水区で実施)	—

一般項目関連資料

	静岡市	由比町
名称	福祉用具・住宅改修講座	—
内容	福祉用具や住宅改修に関する講座（地域リハビリテーション推進センターで実施） ・一般市民対象講座 ・有資格者対象講座	—
名称	機能訓練事業（老人保健事業）	—
内容	64歳以下の虚弱者を対象としたマシンを使用するトレーニング教室（地域リハビリテーション推進センターで実施）	—
名称	I ADL 事業（老人保健事業）	—
内容	調理等の家事動作の実習・体験を通して日常生活機能の向上、回復を図る事業。（地域リハビリテーション推進センターで実施）	—
名称	運動器機能向上事業（介護保険事業）	—
内容	・マシンを使用する教室（地域リハビリテーション推進センターで実施） ・マシンを使用しない介護予防一体化教室（保健福祉センター9か所で実施）	—
名称	栄養改善事業（介護保険事業）	高齢者食生活改善事業（いきいき料理教室）
内容	・集団栄養教室（保健福祉センター3か所で実施） ・個別栄養教室（保健福祉センター3か所で実施）	独居や高齢者世帯の食生活改善を支援し、健康づくりと介護予防につなげる。 2クラス×3回/年
名称	口腔機能向上事業（介護保険事業）	—
内容	・集団教室（保健福祉センター3か所で実施）	—
名称	B型リハビリ教室（介護保険事業）	—
内容	学区に居住の介護保険認定外等の虚弱高齢者を対象に、地区公民館や集会所に出向き、閉じこもり防止と生き甲斐づくりの教室を開催し、合わせてボランティアの育成を行う。	—
名称	福祉用具・住宅改修支援事業（介護保険事業）	—
内容	虚弱高齢者を対象とした、福祉用具や住宅改修に関する情報の提供及び相談事業（地域リハビリテーション推進センターで実施）	—
名称	家族介護継続支援事業	介護家族支援事業
内容	介護家族相互の交流を通じ、介護に関わる問題を解決するための事業（南部保健福祉センターで実施）	高齢者の介護者に、介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得
名称	地域支援連携会議	—
内容	地域包括支援センターと保健福祉センターとの連携強化のための連絡会議 年4回 8保健福祉センターで実施	—
名称	こころの健康講座	—
内容	市民を対象に、精神障害についての理解を広げるための講座を開催。	—
名称	こころのボランティア講座	—
内容	市民を対象に、精神障害についての理解を広げ、精神障害者のためのボランティア活動ができる人を養成するための講座を開催。	—
名称	精神障害者ソーシャルクラブ	—
内容	在宅生活を送る精神障害者の社会性、自主性を養うためにソーシャルクラブ活動を実施。	—

4 保健福祉センター等での主な健康相談事業等

(平成19年4月1日現在)

	静岡市	由比町
名称	生活習慣病予防健康相談	健康相談
内容	保健福祉センター窓口において、生活習慣病予防全般について相談等を受け付けている。	老人保健法に基づき、心身の健康に関する個別の相談に必要な指導・助言を行う
名称	介護家族健康相談	—
内容	保健福祉センターへの介護認定申請や高齢者サービス申請、高齢者の家庭訪問時等必要に応じて介護をしている家族に対し実施	—
名称	所外健康相談（成人）	—
内容	地域住民の要請を受け、地域の集会所や公民館に出向いて相談を実施	—
名称	育児相談	—
内容	発育、発達、育児、食事、歯のこと、しつけ、遊び等に関する個別相談を実施 保健福祉センター 9か所で実施	—
名称	所外育児相談	—
内容	地域住民の要請を受け、地域の集会所や公民館に出向いて育児相談を実施	—
名称	栄養相談	—
内容	妊産婦の食事、離乳食、幼児食、生活習慣病、高齢者等の食事の相談 (葵・駿河区) 随時電話等で予約 (清水保健福祉センター) 毎週水曜日、予約制	—
名称	歯科相談	—
内容	歯や歯磨きなど口の健康についての個別相談を実施 (葵・駿河区) 随時電話等で予約 (清水保健福祉センター) 毎月第2金曜日、予約制	—
名称	物忘れ相談	—
内容	物忘れについての悩みや不安についての相談 毎週月曜日 予約制 (清水保健福祉センターで実施)	—
名称	骨粗しょう症検診事後栄養相談	—
内容	骨粗しょう症検診結果により個別栄養相談 (清水保健福祉センターで実施)	—
名称	健康相談	—
内容	保健師、栄養士、歯科衛生士の三者がそれぞれの視点で健康チェック及び相談を実施	—
名称	精神保健定例相談	—
内容	精神障害の疑い、アルコール依存症、思春期及び高齢者の精神保健等に関することについて、精神科医師による医学的指導を行う。	—
名称	酒害相談	—
内容	アルコール依存に関する相談について、当事者団体（断酒会）による定例相談を実施。	—

一般項目関連資料

	静岡市	由比町
名称	精神保健福祉一般相談	—
内容	精神保健福祉に関する様々な内容について、電話及び所内での随時相談を実施。	—
名称	心理相談	心理相談
内容	1歳6か月児健診及び3歳児健診に併せ、必要と思われる児に対し心理相談員による相談を実施。	健康診査後、療育教室修了者に、経過観察が必要な親子の指導や保育園・幼稚園・小学校・中学校の発達相談や指導

5 精神保健福祉センター業務の主なもの
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によるもの)

(1) 精神保健福祉センター関係

2 5 清掃事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 ごみ処理施設

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

項目	静岡市		由比町
	蒲原地区		
施設名	西ヶ谷清掃工場	富士川クリーンセンター (庵原郡環境衛生組合)	
設置年月	昭和 5 8 年 3 月	昭和 5 5 年 4 月	
処理能力	4 0 0 t/日	7 5 t/日	
施設名	沼上清掃工場		
設置年月	平成 7 年 7 月		
処理能力	6 0 0 t/日		
施設名	清水清掃工場		
設置年月	昭和 5 0 年 4 月		
処理能力	2 8 5 t/日		

2 最終処分場

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

項目	静岡市		由比町
	蒲原地区		
施設名	沼上最終処分場	一般廃棄物最終処分場 (庵原郡環境衛生組合)	
竣工年月	平成 2 年 3 月	平成 3 年 4 月	
埋立容量	750, 000 m ³	42, 200 m ³	
施設名	清水貝島最終処分場		
竣工年月	平成元年 3 月		
埋立容量	246, 000 m ³		

3 し尿処理施設

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

項目	静岡市		由比町
	蒲原地区		
施設名	静岡衛生センター	衛生プラント (庵原郡環境衛生組合)	
設置年月	昭和 4 2 年 1 1 月	平成 5 年 7 月	
処理能力	2 6 0 kl/日	7 6 . 9 kl/日	
施設名	清水衛生センター		
設置年月	平成 3 年 3 月		
処理能力	2 0 0 kl/日		

一般項目関連資料

4 ごみ収集方法

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	静岡市			由比町
	葵区・駿河区	清水区	蒲原地区	
可燃ごみ	ステーション回収 (14, 823 か所) 週 2 回		ステーション回収 (231 か所) 週 2 回 ※但し、布団類は、拠点回収 (19 か所) 隔月 1 回	ステーション回収 (168 か所) 週 2 回
不燃粗大ごみ	戸別収集 (電話受付：業務委託) 月 1 回 ※但し、安倍 6 地区は、ステーション回収 (138 か所) 月 1 回			鉄・不燃物 ステーション回収 (168 か所) 月 1 回
				セトモノ ステーション回収 (168 か所) 隔月 1 回
				蛍光灯 ステーション回収 (168 か所) 隔月 1 回
資源ごみ	ステーション回収 (5, 003 か所) ① びん ② 缶 月 1 回			ビン ステーション回収 (168 か所) 月 1 回
				缶 ステーション回収 (168 か所) 月 1 回
				廃混合プラスチック ステーション回収 (168 か所) 月 1 回 ※不燃物回収後、職員による分別
古紙類	ステーション回収 (3, 808 か所) ①新聞 ②雑誌・雑紙 ③ダンボール ④紙パック 隔月 1 回 ※但し、安倍 6 地区は、拠点回収 (6 か所)	ステーション回収 (657 か所) ①新聞 ②雑誌・雑紙 ③ダンボール ④古布類 月 1 回 ※但し、牛乳パックは、拠点回収 (47 か所)	ステーション回収 (231 か所) ①新聞 ②雑誌・雑紙 ③ダンボール ④紙パック 月 1 回	新聞紙・ダンボールについては、すべて PTA 等のリサイクルに排出
				雑誌 ステーション回収 (168 か所) 月 1 回
				ミックス古紙 ステーション回収 (168 か所) 月 2 回 ※新聞紙・ダンボール・雑誌以外のすべての紙類
				古着 ステーション回収 (168 か所) 隔月 1 回
ペットボトル	拠点回収 (68 か所)	ステーション回収 (556 か所) 月 1 回	拠点回収 (30 か所)	ステーション (168 か所) で回収 月 1 回

一般項目関連資料

区 分	静岡市			由比町
	葵区・駿河区	清水区	蒲原地区	
トレー	—	拠点回収 (47 か所)	拠点回収 (30 か所)	—
臨時ごみ (一時多量ごみ)	平成18年度 収集量 321,110 kg	平成18年度 収集量 111,100 kg		—
小動物の死体収 集等	平成18年度 収集 2,386 体 焼却 9,093 体	平成18年度 収集 1,158 体	平成18年度 収集 79 体	平成18年度 収集 46 体 焼却 46 体
側溝汚泥	平成18年度 2 t車 191 台 4 t車 35 台	道路整備3課で実施		建設課で実施

26 各種産業制度の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 事業所の概況

産業大分類	静岡市（蒲原町含む）		由比町	
	事業所数(所)	従業員数(人)	事業所数(所)	従業員数(人)
農業	16	184		
林業	4	20		
漁業	6	33	1	24
鉱業	11	105		
建設業	3,796	26,714	77	452
製造業	4,460	62,728	65	990
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1,778		
情報通信業	345	6,936		
運輸業	841	20,288	14	143
卸売・小売業	11,521	80,818	138	638
金融・保険業	673	11,579	7	44
不動産業	1,769	4,657	37	50
飲食店・宿泊業	5,113	27,052	29	141
医療・福祉	1,543	19,209	11	206
教育、学習支援業	1,082	8,018	12	47
複合サービス事業	199	2,203	5	92
サービス業（他に分類されないもの）	7,331	49,900	91	331
総数	38,734	322,222	487	3,158

（平成16年事業所・企業統計調査）

2 主な融資制度

区分	静岡市	由比町
制度名	小口資金	小口資金融資
融資対象及び資金使途	従業員数30人以下（卸売、小売、サービス業では10人以下）で市内に事務所、事業所を有し、3か月以上同一事業を営んでいる中小企業者または30人以下の企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人の運転及び設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。	従業員数が30人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下で、組合員数が30人以下の企業組合、従業員数が30人以下の協業組合及び医業を主たる事業とする法人で、町内で申込み前3か月以上同一事業を営んでおり、事業税、町・県民税を完納済のこと。
貸付限度額	7,000 千円	7,000 千円
貸付期間及び返済方法	5年以内（6か月以内の据置可能） 元金均等月賦返済	5年 元金均等の月賦償還
利率	年1.9%	年2.0%
市利子補給率	年0.47%	—

一般項目関連資料

制度名	短期経営改善資金	短期経営改善資金
融資対象及び 資金使途	従業員数50人以下（卸売、小売、サービス業は20人以下）で市内に事務所、事業所を有し、1年以上同一事業を営む商工業者及び組合の運転資金。納期の到来した市税を納付済のこと	従業員数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については20人）以下で、町内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合。
貸付限度額	1企業 7,000千円 1組合 15,000千円	1企業 7,000千円 1組合 15,000千円
貸付期間及び返済 方法	5か月以内 一時払い又は元金均等月返済	5か月以内 元金均等割賦償還又は一括償還
利率	年1.5%	年1.7%
市利子補給率	年0.40%	—
制度名	産業振興資金	—
融資対象及び 資金使途	従業員数300人以下（小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下）で、市内に事業所もしくは事務所を有し、1年以上同一事業を営む中小企業者の運転・設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。（静岡市税納税者に限る）	—
貸付限度額	20,000千円	—
貸付期間及び返済 方法	7年以内（1年以内据置可能） 元金均等月賦返済	—
利率	年1.3%	—
市利子補給率	年1.07%	—
制度名	開業・転業支援資金	—
融資対象及び 資金使途	起業者が1年以上市内に住所を有し開業準備に着手している25歳以上のもので市税を完納している者。転業者は、転業前の事業を市内で3年以上営んでいた者。	—
貸付限度額	8,000千円 総事業費（土地代は除く）の2/3以内	—
貸付期間及び返済 方法	5年以内（6か月以内の据置可能） 元金均等月賦返済	—
利率	年1.9%	—
市利子補給率	年0.47%	—
制度名	中小企業高度化資金	—
融資対象及び 資金使途	市内中小企業等協同組合及び同組合員に対する運転及び設備資金	—
貸付限度額	組合 100,000千円 転貸資金 100,000千円 組合員 20,000千円	—
貸付期間及び返済 方法	短期資金 1年以内 長期資金 7年以内 一時払い 又は元金均等割賦返済 （1年以内据置可能）	—
利率	組合貸 短1.9% 長2.0% 組合員貸 短2.1% 長2.2%	—
市利子補給率	年0.17%～0.45%	—

一般項目関連資料

3 主な利子補給制度（県の制度への上乗せ制度）

区分	静岡市	由比町
制度名	勤労者教育資金貸付金利子補給制度	—
制度内容	勤労者が労働金庫から受ける教育資金の融資に対し、利子補給を行う制度。 勤労者が労働金庫から教育資金の融資を受けた場合、同金庫を通じて利子補給金を交付することにより、教育資金の融資円滑化を促進する。	—
利子補給内容	年2.0%以内 5年間	—
制度名	農業近代化資金利子補給制度	農業近代化資金利子補助金交付制度
制度内容	農業者等が融資機関から借り入れる資金に対する融資機関への利子補給	同 左
利子補給内容	年2%以内	年1%以内
制度名	農業経営基盤強化資金利子助成制度	農業経営基盤強化資金利子助成金交付制度
制度内容	農業者等が融資機関から借り入れる資金に対する借入者への利子助成	同 左
利子補給内容	年1.25%以内	年0.5%以内
制度名	林業近代化資金利子補給制度	—
制度内容	林業者が融資機関から借り入れる資金に対する融資機関への利子補給	—
利子補給内容	年2%以内	—
制度名	漁業近代化資金利子補給制度	漁業近代化資金利子補助金交付制度
制度内容	漁業者等が融資機関から借り入れる資金に対する融資機関への利子補給	同 左
利子補給内容	年2%以内	年1%以内

27 教育制度の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 学校給食の状況（平成19年4月1日現在）

区分	静岡市			由比町
	静岡地区	清水地区	蒲原地区	
小学校	57校	26校	2校	2校
提供方式	センター 56校 親子方式 1校	センター 3校 単独校 23校	単独校 2校	センター 2校
回数	180回	180回	177回	178回
給食費（月額）	3,830円× 11回	3,780円× 11回	3,862円× 11回	3,900円× 11回
一食単価	234円	231円	240円	241.01円
中学校	27校	14校	1校	1校
提供方式	センター 26校 親子方式 1校	センター 2校 校外調理委託校 12校	単独校 1校	センター 1校
回数	180回	173回	177回	178回
給食費（月額）	4,540円× 11回	4,325円× 11回	4,505円× 11回	4,550円× 11回
一食単価	277円	275円	280円	281.18円

2 公民館の状況（平成19年4月1日現在）

区分	静岡市	由比町
設置数	38館	1館
平成18年度利用者総数	1,450,637人	30,123人
使用料の減免	社会教育活動その他公益のため利用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する。	社会教育活動若しくは公用又は公益のため利用する場合は、使用料は徴収しない。

3 図書館の状況（平成19年4月1日現在）

区分	静岡市	由比町
施設数	10か所	—（図書室1）
蔵書数	2,090,401冊	（15,723冊）

4 主な相談事業等

	静岡市	由比町
名称	電話相談	電話相談
内容	<p>相談員が電話相談を実施</p> <p>相談の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性格・行動等、本人に関すること ・しつけ・育児等、家庭生活に関すること ・不登校・いじめ・学業等、学校・園生活に関すること ・青少年の将来に対する不安など <p>※対象は0歳から20歳までの子ども・青少年とその家族や関係者</p> <p>※相談は平日の午前9時から午後5時まで（ただし、現在、上記の電話相談に加え、24時間いじめ電話相談を実施している。）</p> <p>※ケースによっては面接相談を行う。又ケースによっては専門の相談機関等を紹介する。</p>	<p>教育委員会事務局職員が電話相談を実施</p> <p>相談の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活態度、習慣、性格などに関すること ・勉強やしつけに関すること ・学校生活や友人関係に関すること ・不登校に関すること ・将来の進路（進学・就職）に関すること ・いじめ、非行や問題行動に関することなど <p>※ケースによっては面接相談又は専門の相談機関を紹介する。</p>
名称	面接相談	「心の教室」相談
内容	<p>スクールカウンセラーや教育相談員が、児童・生徒及び保護者と個別に相談活動を実施。</p> <p>相談内容</p> <p>不登校、学級・友人問題、部活動、集団不適応、学業・進路、学校・教員の対応、しつけ・子育て、発達上の問題、性格・行動、家庭内暴力、引きこもり、家庭環境、いじめ、虐待、暴力被害、性的被害、非行や問題行動などに関する悩みごと</p>	<p>県で実施していた「心のふるさと推進事業」（心の教室相談員）活用委託事業での相談員を引き続き中学校に配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児への対応、学校や、家庭での生徒の悩み事に関する相談を実施
名称	特別支援相談員活用事業	—
内容	<p>特別支援相談員は、幼稚園・保育園、小学校、中学校、特別支援相談室及び学校教育課長が指定する場所において下記の相談・調査活動、交流・研修活動を行う。</p> <p>ア 幼児・児童・生徒の就学に関する相談 イ 幼児・児童・生徒の障害に関する相談 ウ 静岡市就学指導委員会の専門調査活動 エ 養護学級交流活動及び会議ならびに研修会等への参加</p>	—
名称	静岡市日本語指導センター	—
内容	<p>静岡市に居住する外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応指導をする。</p> <p>日本語の初期指導、適応指導、保護者・学校への助言等を行う。</p> <p>必要に応じて、訪問指導も行う。</p>	—

28 消防団の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市消防団に統合する。

【協議結果】

1 消防団の現況（平成19年4月1日現在）

区 分	静岡市			由 比 町
	静岡市静岡消防団	静岡市清水消防団	静岡市蒲原消防団	
統合予定年度	平成20年度(平成20年4月1日)			
団 数	1団 39こ分団	1団 19こ分団	1団 4こ分団	1団 3こ分団
団員数	1,403人	1,272人	71人	109人
消防車両等の 保有数	227台	109台	8台	8台
消防ポンプ 自動車	40台	56台	4台	3台
小型動力ポ ンプ積載車	69台	19台	—	—
小型動力ポ ンプ	118台	34台	4台	5台

2 団員報酬等

区 分	静岡市	由 比 町
団長	年額 77,000円	年額 60,000円
副団長	〃 63,500円	〃 48,000円
分団長	〃 45,000円	〃 38,000円
副分団長	〃 40,000円	〃 28,000円
部長	〃 31,500円	〃 22,000円
班長	〃 31,500円	〃 20,000円
団員	〃 30,500円	〃 18,000円
機関員報酬	月額 1人 1,000円 各車両3人	年額 1人 5,000円 各分団2人
出勤報酬	1回 1,900円	水火災の場合 1回 2,000円 警戒の場合 1回 1,000円 訓練の場合 1回 1,000円

2 9 上水道事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】

静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

1 業務の概要（平成18年度決算）

区 分	静岡市	由比町
給水人口(人)	696,235	8,606
給水戸数(戸)	269,787	2,602
年間総配水量(m ³)	90,069,667	1,511,939
年間有収水量(m ³)	77,665,595	1,283,085
有収率(%)	86.2	84.86
1日最大配水量(m ³)	274,128	4,865

2 水道料金（メーター使用料金含む）（平成19年4月1日現在）

自治体	基本料金 (月額、消費税込)		従量(超過)料金(使用水量1m ³ につき:消費税込)						
			~10	10超~20	20超~50	50超~100	100超~500	500超~	
静岡 市	静岡地域 (旧静岡市)	口 径	金額(円)	67.2円	120.75円	160.65円	186.9円	206.85円	220.5円
		13mm	430.5						
		20mm	430.5						
		25mm	693						
		40mm	2,163						
		50mm	3,202.5						
		75mm	8,011.5						
		100mm	13,639.5						
		150mm	29,841						
	清水地域 (旧清水市)	家事用	682.5		115.5円	136.5円	157.5円	183.75円	210円
業務用		756		136.5円	162.75円	189円	220.5円	246.75円	
日本平 観光地		1,533		10~1,000m ³ :204.75円 1,000m ³ を超える分:252円					
船 舶		4,567.5		15m ³ を超える分:304.5円					
清水地域 大口口径施設特別使用料金									
	口径(mm)	40	50	75	100	150	200		
	料金(円)	2,520	6,300	12,705	25,620	44,835	83,370		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原地区	基本料金 (月額、消費税込)			従量 (超過) 料金 (使用水量 1 m ³ につき: 消費税込)						
		種別	用途	料金 (円)	~10	11~20	21~50	51~150	151~		
		専用	一般用	840			105.00円	115.50円	136.50円	157.50円	
			臨時用	2,625			262.50円				
		共用	一般用	840			105.00円	115.50円	136.50円	157.50円	
		メーター使用料									
		口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	
料金 (円)	52.50	105	126	178.50	210	1,470	1,680	2,100			
由比町	基本料金 (月額、消費税込み)			従量 (超過) 料金 (使用水量 1 m ³ につき: 消費税込)							
	メーター使用 料金除く	一般用	945円		10超~	20超~					
		官公庁用	1,060.50円				94.50円				
		臨時用	4,074円				106.05円				
							205.80円				
由比町メーター使用料 (月額、消費税込)											
口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100				
料金 (円)	52.50	105	147	315	1,260	1,575	2,100				

※現在、静岡市の料金は一市3制度だが平成20年度に一元化する予定

※由比町については、比較対照のため原表を消費税込に換算

30 下水処理事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。

【協議結果】

下水処理形態の区分（平成19年4月1日現在）

区 分	静 岡 市		由 比 町	
	世帯数（世帯）	人 口（人）	世帯数（世帯）	人 口（人）
公共下水道	201,347	443,408	—	—
浄化槽	70,558	250,347	2,461	8,154
くみ取り	8,036	18,127	503	1,667

※自家処理は、くみ取りに含む。

3 1 各種事務事業の取扱い

【合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案】
静岡市の制度に統一する。

【協議結果】

一般項目12～30に該当しない全ての事務事業

(案)

静岡市・由比町合併基本計画

(中間素案)

平成19年 9月

静岡市・由比町合併協議会

目 次

I	基本計画の概要	1
1	計画の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
II	合併の必要性と効果	2
1	合併の必要性	
2	合併の効果	
III	まちづくりの基本方針	4
1	新しいまちづくり	
2	由比地域の役割	
3	由比地域の特性と土地利用の方針	
IV	まちづくり計画	6
1	健康・福祉	
2	文化・学習	
3	生活環境	
4	産業・経済	
5	都市基盤	
6	行財政	
V	公共施設統合整備の基本的考え方	14
VI	県事業の推進	15
1	静岡県が実施を予定する事業	
VII	財政計画	16

I 基本計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の由比地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体性の確立と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、合併年度から概ね5年間とする。

II 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化・高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要がある。

静岡市と由比町とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行うとともに、平成17年度からは蒲原町を編入合併した静岡市が加わり、地方自治法第284条による一部事務組合（医療、衛生、消防）を運営し、広域行政を推進してきている。

なお、平成17年の国勢調査によると、由比町から静岡市に通勤、通学している人は、2,087人、静岡市から由比町に通勤、通学している人は678人となっており、約2,800人の住民が毎日、両市町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

- ① 住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。
- ② 今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

(2) サービスの多様化・高度化

- ① 従来、県と市町に分かれていた事務が一元化され、一体的、総合的な行政の展開が可能となる。
- ② 小規模市町村では設置困難な男女共同参画や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

- ③ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

(3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

- ① 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。
- ② 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになる。

Ⅲ まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

静岡市と由比町とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成している。

このような中で静岡市は、県都として、政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという役割を果たしてきている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と由比町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的に、一体的かつ総合的観点に基づいた行財政を推進し、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤の整備等の向上に努め、均衡ある発展を図りながら、一体的なまちづくりを行っていくこととする。

2 由比地域の役割

由比町は、温暖な気候と海、山などの豊かな自然に恵まれ、山では、傾斜地を利用して柑橘類やびわなどの栽培、海においては桜えび、しらすや定置網漁を中心とした沿岸漁業が行われ、これらの関連産業とともに発展してきた。

また、古くは東海道の16番目の宿場町として栄えてきたことから、当時の面影を残すまちなみが今でも存在し、東海道広重美術館の開館以降、多くの観光客が訪れている。

現在、農業においては西山寺阿僧地区土地改良事業の実施により、農業の担い手が育成されつつあり、併せて観光型農業など新しい農業の展開も期待されている。由比漁港では、地域ブランドである由比桜えびを中心とした漁業生産、流通、加工の拠点として基盤整備が進んでいる。

このため、情報発信をくりかえし世界に誇れるまちづくりを目指す静岡市の中にあつて、由比地域の役割は、地域の自然環境、資源を活かした農・漁業と調和のとれたまちづくり、さらには、静岡地域の観光資源と由比桜えび、薩・峠、東海道広重美術館などを有機的に連携した観光機能をもつまちづくりが期待される。

一方、浜石岳から続く山なみが海岸まで迫っており、地すべり被害が懸念されることから、国による対策工事が行われているところだが、静岡市の中央部と由比町を結ぶ幹線道路は、海岸線を通る国道1号のみであり、均衡ある発展、速やかな一体化を進めていくためには、バイパス的機能をもつ新たな道路の整備が急務となっている。

3 由比地域の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、自然的・社会的・経済的及び文化的条件等に配慮しながら、生活環境の確保、地域産業の振興など均衡ある発展を図ることを基本とし、豊かな自然や歴史文化などの地域特性と調和のとれた都市機能を持つまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うものとする。

【北部地域】

土地の大部分は、森林と農地で構成されており、農業の安定した経営を図るため、担い手育成などの農地の効率的かつ総合的な利用を促進していくとともに、農用地や森林は国土保全や水源かん養等の多目的な役割をもっているため、その保全・整備に努める。

また、浜石岳周辺においては恵まれた自然を観光・レクリエーションに活用するための環境整備を進める。

由比川沿いに南北に通過する県道富士富士宮由比線は市街地と山間部を結び、広域的には由比町と富士宮市を結ぶ重要な路線であり、奥行きのある地域の形成に向け、効果的な土地利用を進めるため、早期の道路整備を図る。

【南部地域】

駿河湾沿いに東西交通の大動脈である東名高速道路、国道1号、JR東海道本線の広域交通が集中している。この地域は古くから東海道の宿場町として発展してきた地域であり、住・工・商業が混在し、併用住宅も多く存在している。また、文化、教育、福祉関連の公共公益施設が集積している。

したがって、この地域の土地利用については、都市計画における用途指定に基づき、道路、公園などの基盤整備を充実するなど、生活拠点として良好な住環境の整備を進める。また、由比地域の文化・スポーツ活動の拠点、さらには東海道広重美術館を中心とした観光・交流拠点としての充実を図る。

一方、由比漁港は、全国的にも知名度が高い桜えび水揚げの基地港として整備を進めている。また、国道1号、JR東海道本線に接し、アクセスに恵まれているため、遊漁船や定置網漁等の観光漁業の推進と合わせ、総合的な水産業の基地、新たな交流拠点としてのまちづくりを目指すものである。

IV まちづくり計画

由比地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上等を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの推進

2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の継承と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくりの推進
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

4 産業・経済

- (1) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (2) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (3) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

6 行財政

- (1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

1 健康・福祉

少子高齢化の急速な進行や就労女性の増加などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、安心して生み、育てることができる環境を充実する。
- ・ 市民が必要とする医療サービスが受けられ、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
子育て支援の推進	<p>1 保育所の運営 女性の社会進出の増大と就労形態の多様化の中で、要保育児童の保育と保育環境の充実</p> <p>2 児童館の運営 児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として運営</p> <p>3 放課後児童クラブの運営 留守家庭児童の健全育成を図ると共に、子育てと就労の両立を支援</p>
救急医療対策事業	毎夜間及び休日等の救急医療体制を確保するための事業を実施

2 文化・学習

少子・高齢化社会の進行や、国際化、高度情報通信化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境を充実し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。
- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
教育施設の整備	次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めることのできる教育環境の整備推進 中学校管理棟等
スポーツ施設の整備	生涯スポーツの推進を図る環境整備 スポーツ施設改修
スポーツ拠点づくり推進支援	生涯スポーツの拠点づくりを推進する事業支援 スポーツ大会の開催支援

3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然環境という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を低減する社会システムを構築する。また、災害から生命、財産を守り、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

- ・ 豊かな水と緑あふれる安全・快適な生活環境の整備を推進する。また、環境を支える水資源を育み、実情に応じた適切な汚水処理を推進する。
- ・ 総合的な防災体制の整備を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
生活排水対策事業	地域の実情に応じ、公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
上水道事業	災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立 浄水場、配水場、管網等の整備
災害時の水利対策事業	予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備
治山事業	山地災害の発生を未然に防ぐため、森林整備や治山ダム等の設置
河川改修事業	災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、少子高齢化、規制緩和、高度情報通信社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心の高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農水産業基盤の整備を進め、競争力のある農水産業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農漁村の交流を促進する環境整備を推進し、新たな交流拠点として育成する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
商工業活性化支援	地場産品のPR、イベント等を支援し、商工業の活性化を推進
漁港整備事業	1 由比漁港整備 護岸道路等 2 小規模局部改良
水産用共同施設整備支援	水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援
間伐材漁礁設置事業	間伐材を利用して、海洋資源を豊かにする沿岸漁場の整備開発を実施

5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
道路の整備	1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大部分を占める主要な幹線道路の重点的な整備 2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備
バス路線維持対策事業	地域住民の重要な生活路線である不採算バス路線の存続と外出機会の創出と拡大による地域の活性化やコミュニティの向上を図るため、バス路線の維持対策を実施

6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名	事業概要
国際化の推進	社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

投資的事業の概算事業費

(単位：百万円)

分野	事業費
1 健康・福祉	—
2 文化・学習	405
3 生活環境	941
4 産業・経済	2,046
5 都市基盤	1,802
6 行財政	—
合計	5,194

※概算事業費は、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。
投資的事業以外の概算事業費は、算入してありません。

V 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性や運営の効率性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。